

第26回

全国大学等遺伝子研究支援施設 連絡協議会総会

議 事 録

日 時 平成22年11月12日（金）

場 所 青島パームビーチホテル（宮崎市）

当番校 宮崎大学フロンティア科学実験総合センター

【出席者】

| | | |
|--------------------------------|---------------------------|--------|
| 文部科学省 研究振興局学術機関課 | 課長補佐 | 渡邊 和良 |
| 文部科学省 研究振興局学術機関課企画指導係 | 事務官 | 村上 寛和 |
| 文部科学省 研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室 | | |
| | ヒト細胞研究対策専門官 | 美留町 潤一 |
| 文部科学省 研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室 | | |
| | 事務官 | 前田 三紀 |
| 北海道大学 理学研究院附属ゲノムダイナミクス研究センター | | |
| | 遺伝子実験共同利用部門 准教授 | 滝谷 重治 |
| 弘前大学 遺伝子実験施設 | 准教授 | 赤田 辰治 |
| 東北大学 遺伝子実験センター | 技術補佐員 | 星 直美 |
| 山形大学 医学部遺伝子実験施設 | 施設長 | 中島 修 |
| 茨城大学 遺伝子実験施設 | 施設長 | 安西 弘行 |
| | // | 助教 |
| | | 古谷 綾子 |
| 筑波大学 遺伝子実験センター | センター長 | 鎌田 博 |
| | // | 講師 |
| | | 菊池 彰 |
| | // | 助教 |
| | | 下野 綾子 |
| 宇都宮大学 バイオサイエンス教育研究センター | 准教授 | 松田 勝 |
| 群馬大学 生体調節研究所附属 | | |
| | 生体情報ゲノムリソースセンター センター長 | 平井 宏和 |
| | // | 准教授 |
| | | 畑田 出穂 |
| | 昭和地区事務部総務課 副課長 | 青柳 聡 |
| | 昭和地区事務部総務課研究所庶務係 係長 | 小嵐 隆 |
| 埼玉大学 総合研究機構 科学分析支援センター | 講師 | 畠山 晋 |
| 千葉大学 バイオメディカル研究センター | 教授 | 幡野 雅彦 |
| 東京大学 理学系研究科附属遺伝子実験施設 | 助教 | 倉林 伸博 |
| 東京医科歯科大学 医歯学研究支援センター | | |
| | 疾患遺伝子部門 センター長 | 中村 正孝 |
| 東京農工大学 遺伝子実験施設 | 教授 | 丹生谷 博 |
| 東京工業大学 バイオ研究基盤支援総合センター | | |
| | 遺伝子実験施設 准教授 | 増田 真二 |
| 新潟大学 脳研究所附属生命科学リソース研究センター | | |
| | バイオリソース研究部門 遺伝子機能解析学分野 教授 | 桑野 良三 |
| 富山大学 生命科学先端研究センター 遺伝子実験施設 | 施設長 | 田淵 圭章 |

| | | | |
|-----------------------------|-------------------|---------|--------|
| 金沢大学 学際科学実験センター | | | |
| | ゲノム機能解析分野 遺伝子研究施設 | 准教授 | 西内 巧 |
| 信州大学 ヒト環境科学研究支援センター | | | |
| | 生命科学分野 遺伝子実験部門 | 教 授 | 関口 順一 |
| | // | 准教授 | 松村 英生 |
| 岐阜大学 生命科学総合研究支援センター | | | |
| | ゲノム研究分野 | 准教授 | 須賀 晴久 |
| 静岡大学 遺伝子実験施設 | | 准教授 | 三田 悟 |
| | // | 准教授 | 道羅 英夫 |
| 情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所 | | 教 授 | 山尾 文明 |
| 自然科学研究機構 基礎生物学研究所 | | 教 授 | 藤森 俊彦 |
| 名古屋大学 遺伝子実験施設 | | 教 授 | 杉田 護 |
| 三重大学 生命科学研究支援センター | | | |
| | 植物機能ゲノミクス部門 | 准教授 | 土屋 亨 |
| 京都大学 医学研究科附属ゲノム医学センター | | センター長代理 | 清水 章 |
| 大阪大学 微生物病研究所附属遺伝情報実験センター | | センター長 | 安永 照雄 |
| 神戸大学 自然科学系先端融合研究環遺伝子実験センター | | センター長 | 深見 泰夫 |
| 鳥取大学 生命機能研究支援センター 遺伝子探索分野 | | センター長 | 難波 栄二 |
| | // | 技術補佐員 | 足立 香織 |
| 島根大学 総合科学研究支援センター 遺伝子機能解析分野 | | 教 授 | 中川 強 |
| 岡山大学 自然生命科学研究支援センター | | | |
| | ゲノムプロテオーム解析部門 | 准教授 | 大塚 正人 |
| 広島大学 自然科学研究支援開発センター 遺伝子実験部門 | | 教 授 | 田中 伸和 |
| 山口大学 総合科学実験センター | | | |
| | 資源開発分野 遺伝子実験施設 | 教 授 | 水上 洋一 |
| 徳島大学 疾患ゲノム研究センター | | センター長 | 高濱 洋介 |
| 香川大学 総合生命科学研究センター 遺伝子研究部門 | | 准教授 | 多田 安臣 |
| 愛媛大学 総合科学研究支援センター 樽味ステーション | | 助 教 | 河野 美幸 |
| 高知大学 総合研究センター 遺伝子実験施設 | | 講 師 | 加藤 伸一郎 |
| 九州大学 生体防御医学研究所附属遺伝情報実験センター | | | |
| | ゲノム機能学分野 | センター長 | 服巻 保幸 |
| 佐賀大学 総合分析実験センター | | 准教授 | 永野 幸生 |
| 長崎大学 先導生命科学研究支援センター | | | |
| | ゲノム機能解析分野 | 准教授 | 木住野 達也 |
| 熊本大学 生命資源研究・支援センター 遺伝子実験施設 | | 准教授 | 荒木 正健 |
| | // | 助 教 | 吉信 公美子 |

鹿児島大学 フロンティアサイエンス研究推進センター

遺伝子実験施設

教 授 田浦 悟

//

技術職員 西谷 篤

琉球大学 熱帯生物圏研究センター 分子生命科学研究施設

施設長 前川 秀彰

関西医科大学 生体情報部門

助 教 大谷 真志

東洋大学 遺伝子組換え実験等安全委員会

副委員長 伊藤 政博

東邦大学 医学部生化学教室

教 授 山下 茂

産業医科大学 動物研究センター

副センター長 宮田 博規

国立環境研究所 R I ・ 遺伝子工学実験棟

主任研究員 岩崎 一弘

自治医科大学 分子病態治療研究センター

遺伝子治療研究部

准教授 久米 晃啓

静岡県立静岡がんセンター研究所 免疫治療研究部

部 長 秋山 靖人

宮崎大学 フロンティア科学実験総合センター

センター長 林 哲也

//

実験支援部門遺伝資源分野

分野長 明石 良

//

准教授 片山 哲郎

//

助 教 権藤 崇裕

(オブザーバー)

神戸大学 遺伝子組換え実験安全委員会

委員長 吉川 潮

理化学研究所 安全管理部研究倫理課

課 長 吉識 肇

(連絡協議会事務局)

宮崎大学

理 事 中山 建男

宮崎大学 研究国際部

部 長 水井 義武

// 研究推進課

課 長 三好 学

//

次 長 坂元 博巳

//

係 長 藤田 ユミ

//

係 長 大野 えり

//

係 員 砂糖元 秀一

【会議次第】

1 開会の辞

2 当番大学挨拶 宮崎大学 理事 中山建男

3 議 事

1) 新規会員等の参加承認

2) 文部科学省施策説明

①予算関係

政策コンテストについて

国立私立大学を通じた共同研究の拠点について

科学技術・学術審議会の動向

文部科学省研究振興局学術機関課 課長補佐 渡邊和良

文部科学省研究振興局学術機関課企画指導係 事務官 村上寛和

②カルタヘナ法について

遺伝子組換え実験に関するルールの情勢について

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

ヒト細胞研究対策専門官 美留町潤一

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

事務官 前田三紀

3) 委員会報告

①企画委員会（委員長 代表幹事 筑波大学 鎌田博）

②研究環境支援整備委員会（委員長 幹事 東京医科歯科大学 中村正孝）

③IT環境整備委員会（委員長 幹事 東京農工大学 丹生谷博）

④組換え生物等委員会（委員長 幹事 広島大学 田中伸和）

4) その他協議事項、承合事項について

①外国人のための遺伝子組換え実験教育訓練・安全講習会等の支援について

（神戸大学、鳥取大学、広島大学の共同提案協議事項）

5) 次回当番施設について

6) その他

4 閉会の辞

第26回全国大学等遺伝子研究支援施設連絡協議会総会議事録

日 時：平成22年11月12日（金）

場 所：青島パームビーチホテル（宮崎）

3. 議 事

1) 新規会員等の参加承認

【宮崎大学（林）】

宮崎大学フロンティア科学実験総合センター長をいたしております林と申します。この会に出るのは実は2回目で非常に不安なのですが、進行役を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

最初の議題ですが、全国大学等遺伝子研究支援施設連絡協議会会則第2条第2項に基づいて、先ほどちょっと話がありましたが、新規加入のご承認をいただきたいと思います。本年度より新たに加入されます施設は、福井大学、東邦大学、産業医科大学、自治医科大学、国立環境研究所、静岡県立静岡がんセンター研究所、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、以上の7施設です。この7施設を新規加入会員としてご承認いただければと思いますけれども、いかがでございますでしょうか。（拍手）

ただいまの拍手をもちまして承認とさせていただきます。ありがとうございました。

続きましてオブザーバーということですが、これも今回の会則第2条第3項に基づきまして、農業・食品産業技術総合研究機構花き研究所の大坪憲弘様、それから仁木智也様、このお二人を今回オブザーバーとして登録したいということですが、これについてご承認はいただけるでしょうか。（拍手）

それではご承認されたということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

2) 文部科学省施策説明

【宮崎大学（林）】

では、早速ですが、文部科学省よりの施策説明をいただきたいと思います。先ほど既にお名前が挙がっておりますけれども、本日は非常にお忙しいなか文部科学省4名のご出席をいただいておりますので改めてご紹介をしたいと思います。

まず最初に研究振興局学術機関課課長補佐渡邊和良様、同じく学術機関課事務官村上寛和様、ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室ヒト細胞研究対策専門官美留町潤一様、

同じくライフサイエンス課生命倫理・安全対策室事務官前田三紀様、以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

①予算関係

【宮崎大学（林）】

続きましてまず最初に、学術機関課渡邊課長補佐から、「予算」「政策コンテストについて」の施策説明をいただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【渡邊課長補佐】

ただいまご紹介いただきました文部科学省学術機関課の渡邊と申します。よろしくお願ひいたします。私の方からは20分ほどお時間いただきまして、この機会に最近の大学あるいは研究をめぐる施策的な動向につきまして、予算面を中心にご紹介させていただきたいと思っております。なお、本協議会の構成メンバーの関係から、私立大学の先生方もいらっしゃるわけですが、メンバーの大部分が国立の関係者であるということから、国立大学に関連した事項が説明の中心になろうかと思っておりますが、その辺につきましてはあらかじめご了承をいただきたいと思います。本日、文部科学省学術機関課配布資料ということで、お手元に資料をお配りしてございますが、これに沿った形でポイントをご説明したいと思っております。

まず、概算要求に関する全体像についてでございますが、2ページをお開きいただきたいと思います。文部科学省全体の概算要求23年度5兆8348億円ということで、2400億ほど4.3%の増額要求をしております。ただし、この2ページの上の、四角の「うち要望額」という欄がございますが、23年度の要望額で8628億円という数字がございます。これはいわゆるこのあとご説明申し上げますけれども、政策コンテストに係る事項に係る金額でございます。まず、数字としては要望額8600億というのをおさえていただきたいと思います。

ちょっとページは飛びますが、26ページをお開きください。全体的な話で恐縮ですが、文部科学省の予算構造と今回の概算要求の基準の関係を示した絵でございます。今回の概算要求にあたりましては、いわゆる組替え基準というのが閣議決定されましたので、この絵で言いますと、左から日本私学協会の補助、それと高校の無償化、これを除いた経費について、まず10%の削減を求められました。その10%削減したうえで、10%削減相当部分が右上の方に「要望基礎枠」とございますが、これが5千億円でございます。したがって、10%一応既存の予算を削減したうえで、例えばマニフェスト事項であるとか、新成長戦略に資する事項といった新しい政策に5千億の枠で新たに要望できる、というのが基本的な枠組みでございます。

ご覧のように、文科省の予算、義務教育国庫負担金とか国立大学の運営費、こういうものが中心でございますが、かなり固定費的な人件費的なものが多いという構造になっておりますので、実は10%の削減というのは相当なダメージを持つわけでございます。ただ、

ルールがこういうことですので、これを前提に概算要求をしているというのが基本でございます。先ほどの8千億という要望額の話を上申しましたが、この26ページにある要望基礎枠というのが5千億です。それで5千億を超える削減をした場合には、その超えた分の3倍要求できるという、これも新たなルールがございまして、それを使って8千億まで要求を広げたということでございます。これもまた後ほどこの関係についてはご説明申し上げます。

それで、具体的な中身でございますが、また戻っていただいて、4ページをお開きいただきたいと思っております。ここから具体的なそれぞれの予算事項になるわけですが、大学の関係で申し上げますと、次の4ページの一番上に「国立大学法人運営費交付金」がございまして、これは1兆1900億ということで、この予算自体は324億、2.8%の増額となっております。その下の方に、同じページですが、「多様な人材を育む私学の支援」ということで、私学助成の金額3329億。これを108億円増の3.3%増を要求しています。ちなみに、科学技術関係ということでまとめますと、6ページでございますが、「科学技術予算」ということで1兆761億円。これを416億、4%の増ということです。この中に7ページの2つ目の箱にございまして、「科学研究費補助金」がございまして、科研費につきましては、かたちとしては100億増という要求内容でございます。

これについて若干詳しく見ていこうと思っておりますが、8ページをお開きいただきたいと思っております。今申し上げた主な事項で3点ほど申し上げましたが、これも要するに業務部分のいわゆる要望枠、政策コンテストに係る部分に含まれております。8ページにございましては、文科省で要望項目として出している10項目の一覧でございます。例えば真ん中あたりに「強い人材」育成のための大学の機能強化イニシアティブ」1200億とございますが、この中に「国立大学運営費交付金」、「私立大学経常費補助」あるいは今度新しくプログラムになる「博士課程のリーディングプログラム」等々、大学に係る事項が盛り込まれてございます。

それで、もうちょっと具体的な話ですが、16ページをお開きいただきたいと思っております。これは国立大学法人運営費交付金の概算要求の姿ですが、10%相当削減をしなければいけないということが、これは10%というのは全体に係るわけでございますが、その要件を満たすために、運営費交付金におきましては、要求額の最初の事項をご覧くださいと、▲560億というのがございます。交付金自体は4.8%、10%までは切り込んでおりません。4.8%の減額をしております。それで、一旦560億を切った上で、要望額として884億円を要求しているとするわけでございますが、この中で、①から⑥まで884億の内訳があります。特に①の「新成長戦略」の実現に資する新たなプロジェクト」。これは従来、大学で教育的プロジェクトを要求いただいて、支援しているものでございますが、これと、あるいは④にありますように「サポート体制の強化による設備の有効活用の促進」といった事項で、222億要求してございます。ちなみにこの「サポート体制の強化による設備の有効活用」と申しますのは、22ページに具体的なポンチ絵がございまして、下の方に5つほど箱がございまして、例えば「専任スタッフの充実」、あるいは「技術

サポートの強化」ということです。いわゆる、学内にある設備の集約化共同利用化を促進していただきたいということで、そこに専従のスタッフあるいはサポート要員を措置すると。あるいは機器の「リユースの促進」ということで、リユースに係る経費等々措置すると。それと設備費です。こういう物をパッケージで大学に措置できないかということで、ご要望が従来強かった物を予算要求しているということでございます。ただし、何度も申し上げますが、これはいわゆる政策コンテストのためということで、まだどうなるかわからないわけですが、一応要求のスタイルとしては、こういうニーズのあるところを捉えて要求させていただいているということでございます。

次に、科研費のことに若干触れさせていただきますが、12ページをお開きいただきたいと思っております。12ページは、これは「成長を牽引する若手人材の総合育成」というパッケージで、コンテストに出しているものですが、これの一番上の事項に「若手研究のチャレンジを支援する科研費の改革」という事項、350億がございまして。これは今回の科研費の増要素としては、若手の研究メニューにこれを切り出して要求しているという構図なのですが、実はここには出てないのですけれども、科研費は250億削減しております。ですから、ここに350億の内250億が戻ってきて、やっと今年度と同じ予算という形でございます。実質、税を含めて100億なのですが、250億が戻ってきての話ですので、そういう面を考えてもかなり厳しい状況であるということには変わりない、ということが申し上げられるかと思っております。

それで、次に政策コンテストの話若干させていただきたいと思っております。資料は35ページに飛んでいただきたいと思っております。これは政策コンテストを所掌する評価会議についての閣議決定ですが、1の事項2行目辺りからございますように、「元気な日本復活特別枠」といわれる要望枠です。これについて、「要望事項に関する政策の優先順位付けを行う」ということが目的でございます。議長が玄葉大臣ということで、2枚目にメンバーがございまして。

この政策コンテスト、一昨日10日から、公開でインターネット上で公開で、ヒアリング、この評価会議のヒアリングというのが行われております。これに先立ちまして、「パブリックコメント」というのを内閣官房が受付ました。全体で36万2千件、政府全体で意見があったということですが、この内文部科学省に係る意見が28万3千件、78%を占めております。この28万件の内、大学関係の施策への意見というのが16万6千件ということで、6割弱が大学関係者とか学生も含めまして、文科省関係の意見をいただいているということでございます。これにつきましては、評価会議のヒアリングでも話題になったというか指摘がございまして、日経新聞の記事によりますと、「国民から募集した意見の8割を文科省の事業が占めるなど不自然な点もあり、要望に優先順位を付ける評価会議も問題視している。」という状況で、同じ日経新聞の記事の中では、「国大協などの組織票が影響した」というふうな記述もございまして。これはコメント自体は、我々は、やはり重視すべき要素だと当然思っておるわけですが、この扱われ方がどうなるかというのは、玄葉大臣は「参考にさせていただく」ということしかおっしゃっていないわけですが、

少なくとも無視できない数であろうかと思っております。それで、一昨日から始まっていますこのヒアリングですが、ご覧になっている方もいらっしゃるかと思いますけれども、このヒアリングを経て、今、各省全体で2兆9千億円の要望金額に膨らんでるわけですが、これを今言われている数字は1.3兆円まで絞り込むということで、先ほど来個別事項についても申し上げましたけれども、2.9兆を1.3兆にしようという単純に考えてもそんなことできるのかという思いはあるわけですが、いずれにしろこれをやるということになっていますので、まだまだ動向には注意していただきたいと思っております。仮にこれがもろに、予算がかぶってくると大学の現場そのものはもう壊滅的とまでは申し上げないまでも打撃は目に見えているわけで、私どもはそうならないようにということでいろいろ説明申し上げているわけですが、是非先生方におかれても、現場の切実さをいろいろなところでご説明いただいてご理解を得るようにご協力をお願いしたいと思っております。

最終的には今年年末の予算編成で決まるわけですが、その前に要望事項については閣僚折衝を経て順位付けが決まっていくと。これが2月の下旬ということではなっております。それで、文科省の一昨日のヒアリングの際に、桜井財務副大臣が質問をしゃべって、桜井副大臣が確か東北大学のご出身でお医者さんでいらっしゃるということでございますが、「文科省予算は人件費と事務的経費が多いのは理解しているが、今回の要望はやりすぎである。政府全体の要望の3割を占めている。かなり厳しい判断が必要である。」というふうに、公開の場でおっしゃっているわけでございます。「科研費の制度上の工夫をすることは大事だが」というのは、科研費の制度上の工夫というのは、いわゆる科研費の基金化を今目指しておいて、その概算要求をしているわけですが、そのことを指しているわけです。その制度上の工夫も大事だが、まずすべての国立大学がミニ東大を目指すやり方について考え直さなければならない。基礎研究や臨床研究をどこで行うか、どこに研究予算を重点的に投資すれば効果が上がるのかを考え、私立大学を去年、大学の機能別分化の大学の在り方をしっかり考えるようにし、これが公開されていますので、オープンになっておる発言でございます。

それに対しまして当省の鈴木副大臣がコメントしているわけですが、「過去10年間は経常予算を切り続けた、そのしわ寄せが今きている。」ちょっと飛ばしますが、「大学の在り方、機能別分化の検討の必要性は同感である。各大学のグランドビジョンをどう描くのか検討はしっかり行いたい。しかしながら、それを検討する前段階として、大学は精魂尽き果てるような状況になっている。前向きな大学改革の議論を行う状況を確保させてほしい。」というような説明をしているわけでございます。いずれにしてもこのコメントにも見られますように、全体としても風当たりが強いわけですし、今後どういう予算編成になるかわかりませんが、この辺については引き続き関心を寄せていただければ有難いなと思っております。

それで、次に、ちょっと話は変わりますが、補正予算の話若干申し上げたいと思えます。資料は29ページをご覧くださいと思います。現在国会で審議中の22年度補正

予算の文科省の事項をピックアップしたものでございますが、大学の関係で申しますと、次のページ30ページに、一番上の事項ですが、「大学等における教育研究基盤の強化」ということで、いわゆる教育研究設備を176億要求しております。計上しております。これを、176億というのは、先ほどから申し上げておりますように、運営費交付金の要望枠に入っております222億というのを設備サポートセンターの機能強化を図りたいという事項がございましたが、その内の設備費を前倒しした部分が160億ほどあったと思っておりますが、それが中心でここに計上されております。したがって、特別枠で要望は出したのですが、補正予算で先繰りで160億がここに入っているという、また不思議な状況になっているわけですが、今国会で審議中ですので、通ればこの設備使用料ということでこの予算が付くということになっています。

それで、資料は用意していないのですが、この補正案に関連して若干コメントというか申し上げておきたいのですが、現在、遺伝子研究施設を私どもは予算内で直接支援する方策としては設備しかないというか、設備の整備という観点であるわけですが、例えば21年度、22年度、この2年間で、今回審議中の補正予算を入れて補正を中心にちょっと調べてみまして、10大学で約12億の設備予算の計上措置がなされているという状況でございます。決して十分な数字ではないわけですが、事実関係としてこの2年間で約12億、遺伝子実験施設関連だけで申し上げます。それで、ここからはお願いというか、まず、こういう設備の整備は今学内の設備マスタープランに位置付けられるということが大前提になっておりますので、共用施設設備の重要性を学内で十分認識いただくというのが重要なのですが、その上で、まず概算要求していただくというのが基本です。ただ、先ほどの12億の中で当初予算でお答えをさせていただいたのはほんのわずかなわけですが、主に補正ということになるわけですが、今回の経済対策等、補正の場合を想定しておくということが大事なのだろうなと思っておりまして、こういう経済対策等組まれますと、大体設備が対象になります。その時々補正の名目とか時期的な問題は当然あるのですが、設備が大体対象になるというふうにお考えいただいて、常に要望していただく準備というのをさせていただくことが肝要ではないかというふうに考えております。補正というのは、変な話ですけど、急にやってきて、我々の作業に急にやってきて、すぐ決まるというようなことがございますので、常にご要望がある場合にはいつでも出せる状態、あるいは学内できちんと位置付けていただいて、概算要求に繋げるプロセスは当然あるのですけれども、それ以外の場合であっても、常にこういう設備の整備に関しては、計画をもっていつでも対応できるというような状況を作っておいていただくのが有利ではないかと、そういうふうに考えております。まあ準備だけしていつ付けてくれるのかという話もございしますが、要求いただく前提としてそういう対応をお願いしたいと思っております。

それと、次の項目で簡単にご説明しますが、要は「共同利用・共同研究拠点」という制度についてでございます。40ページに簡単な資料、平成20年に制度化したわけですが、今年の7月現在で、34大学83拠点を文科大臣が共同研究拠点として認定しております。一覧は後でご覧いただきたいと思います。大体その需要というかご要望のあ

る分野は網羅してきたのかなというところまできております。これは国立大学の場合にも第2期の新規計画期間中も認定機関ということになっておりますので、その期間中はほぼこういった体制で進むのではないかという感じはしております。

あと、最後の資料になりますが、46ページから「科学技術・学術審議会」で最近出た報告の概要を付けております。言ってみれば大学共同利用機関の在り方ということで、これも分野によって関係が深い浅いということがございますけれども、第1期の中期計画期間を終えてその検証と今後の在り方について検証したというのが報告の内容になります。

それともう1点、51ページから「学術研究の大型プロジェクトの推進」ということで、これは日本学術会議のいわゆる大型プロジェクトのマスタープランというものの提言を受けまして、この審議会においてロードマップを作成したいというのが主要な観点でございます。このロードマップは公表されておりますので、ご興味のある先生方には後ほどご覧いただくと思っておりますけれども、これをまた、およそ3年に1回ぐらいの割合で改定をしていくという予定になっております。

以上、駆け足で恐縮ですが、最近の動きを予算面を中心にご紹介申し上げました。ちょっと時間を超過しておりますけど、もしご質問があればお受けいたします。

【宮崎大学（林）】

どうもありがとうございました。非常にタイムリーなお話を伺えたと思っておりますけれども、質疑の時間を取っていただけるということですので、せっかくの機会ですので、ご質問等ありましたらお願いいたします。どうぞ、マイクをお使いください。

【京都大学（清水）】

京都大学の清水です。この「元気な日本復活枠」について、文部科学省としてはかなりご努力いただいていると思うのですが、桜井副大臣が突出しているのではないかというご意見が出たという。ただこれ、制度上要するに基本予算の分の削減分を組替えてその最大3倍くらいですか、という枠でやっておられるわけですね。額として確かに一番各省庁の中で大きいのですが、削減している、本予算から削減した組替えた額に比べて、その比率で見るとそんなに突出しているわけではなくて、他の省庁で次に大きいのは確か国土交通省だったと思っておりますが、そこも6千億くらいの削減で7千億くらいの要求と。そういう意味であまり額うんぬんを議論されるとちょっと本来的でないような気がするんですけど、そういう意味ではご反論とかいうのは文部科学省の方からはあったのでしょうか。

【渡邊課長補佐】

3倍というのは、文部省の基礎枠5千億を超えた分の削減を3倍は乗せられるということですので。比率という意味ではそういう仕組みになっています。反論というお話でしたけども、鈴木副大臣が答えたときに、質問者が「文科省は単純に切って、単純に3倍乗っけてきたのではないか。けしからん。」という趣旨の質問、ご意見だったと思えます。それに対して鈴木副大臣は「単純とは何だ」と。「大学関係者はここまで理解して、こういう文科省が予算要求してるのだから、単純というのは関係者に大変失礼である。その単純とい

うのは取り消してほしい。」というように公開の場でおっしゃった。要するに、3倍ルールというのは、切れば要求できるというのがルールなわけですから、何も普段からやっているわけではない。単にそのいわゆる付け替えではないかと言われているわけですが、肝心なのは、一旦切ったりしてそのまま同じ内容で乗せればそれは付け替えですけども、1つの制度改善とか、例えば配分の仕方だとか、全然違う仕組みを入れて、その分については効率化しますと、あるいはもっと透明化しますというような内容に伴う要求をさせていただいているわけなのです。そういう反論をしておりました。ですから単純にということも我々にとって心外ですし、3倍ルールという何でこんなに要求してくるのだと、いわれはないと思っているのですけども、少なくとも政府側の見方、政府側というか評価側の見方はそういうこと、という状況をお伝えしたということです。

【宮崎大学（林）】

よろしいでしょうか。

【鳥取大学（難波）】

鳥取大学の難波と申します。ありがとうございます。先ほど④の「サポート体制の強化」の中で、「設備サポートセンター（仮称）」と書かれているのですが、これは具体的に、既存の施設をある程度イメージしているのかまったく新しいものを作ろうというイメージなのか教えていただけますか。

【渡邊課長補佐】

はい、要求本体が想定しておりましたのは、春に、国立大学時代に機器分析センターというのを持ったわけで、これは文科省が人も設備も運営費も若干ですが支援して措置していたという経緯がございます。このサポートセンターというのがどういう名称であろうと、機能に着目しているということとして、全学的にそういう設備の集約とか効率化或いは共同利用化という観点で、あるいはリユースということを申し上げましたけれども、そういうものをもっと効率化できるのではないかという考えから、例えば機器分析センター等を、既にそういうものが機能しているところをひとつ念頭に置いていくということです。ですから、新たに組織化していただくというのも当然対象になるとは思いますが、ただ実体が伴わないといけませんので、そういう組織化あるいは集約化の実体があるということを前提に考えていく。ただ、これは要望枠ですので。

【鳥取大学（難波）】

それと、その中ですみません。今後の取り組みの参考として、「研究支援者の集約化等、機能的組織体制の構築」というのが具体的に書いてありますが、これに関して支援として、今各大学が人が増えなくて大変困窮しているような現状で、そういう人の増員等も含めた内容が含まれるのかとか、その辺についてちょっとわかれば教えていただけますか。

【渡邊課長補佐】

この予算ルールとしていますのは、1つはスタッフというのはいわゆる教員の人件費を想定しているわけですが、もう1つはそれは主にマネージメントに係る、もう1つはいわゆる支援者です。これはあくまで設備ということに着目した要求ですので、設備の実

験準備とかメンテナンス、維持管理に係るところの支援者あるいはそこに係る経費、こういうものが支援できないかということで要求させていただいているものです。

【宮崎大学（林）】

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

【京都大学（清水）】

今の支援センターの設備の効率化の話なのですが、一部にトップ・ザ制度などを作っただいて、おおっぴらにというか堂々とというか変ですけど、他のプロジェクトの経費で買ったような機器を、要するにシェアするというような大きなプロジェクトの中であれば、そういうことが可能だという制度が出来つつはあるのですが、これは要するに、外部監査等でたまたま度々こちらにも指摘されたりして困惑することがあるのですが。その研究以外に使っているのではないかと、要するにその補助された経費以外の。それに使って十分な実績を挙げていて残っている時間空いている時に使ってというのが実情だと思うのですが、それを阻害して使っているということではないかと。機械などというのは大体遊ばしておく方がかえて具合が悪いわけで、そういった制度上のフレキシビリティですよね。効率化を謳うのであれば、同じ機械を2台買うよりは、50%の時間で済むものであれば1台にして両方でシェアする方がいいに決まっているのですが、一方でそういう補助金とか助成金の制度の方でそれ以外に使うなど。きちっと記録を取ってそれ以外に使っていないことを示せたいなことを逆に言われるというのは、かえて逆行していて、予算の無駄遣いにつながる話だろうと。その辺の制度改革も含めてご提案いただけていると理解してよろしいでしょうか。

【渡邊課長補佐】

今先生がお話になった話は入っておりません。例の補助金とか委託費なのですが、その目的にかなうもの、というのは制度に係る話なのでして、ここはあくまで狭い範囲で、国立大学に接する経費の中の話なものですから、そこまで広がった議論というのはこの中には入っていません。

【宮崎大学（林）】

よろしいですか。最後でよろしく申し上げます。

【東京医科歯科大学（中村）】

医科歯科大学の中村と申します。「若手研究人材の総合育成」という項目がありますが、その中に「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」というのがあります。この趣旨は、「リサーチ・アドミニストレーター」若手のそういう人を育てるというのが主眼にあるのか、それともそういう「リサーチ・アドミニストレーター」外国から来られて今まで日本で一番支援の中で弱いところであると思うのですが、そういうシステムを作って優秀な若手研究者を育てるというシステムを支援するのか、どちらか私にはあまりはっきりしなかったのですが、いかがでしょうか。

【渡邊課長補佐】

14ページです。すみません、ちょっと縦割りで恐縮なのですが、隣の課でやっている

ものですから、私はちょっと詳しい内容は承知していません。ご指摘のように、こういう人材が必要だろうという声は多くあるわけです。ですから、こういう人材、両方、としては当然あるのだろうと思います。もってきたいというのが最終的で定着させたいというのが、それがパイロットケースというか、小さく生んで大きくという、その最初の要求だというふうに私は理解しております。

【宮崎大学（林）】

それではまだあるかもしれませんが、今日交流会の方にも渡邊課長補佐出席していただきますので、その際にまたもう少しその話を聞いていただくことにして、ここはこれで終わらせたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

②カルタヘナ法について

【宮崎大学（林）】

それでは続きまして、ライフサイエンス課の美留町専門官、前田様から「カルタヘナ法」それから「組換え実験に関するルールの情勢等」につきましてご説明をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【前田事務官】

それではカルタヘナ法の説明をさせていただきます。私は文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室より参りました前田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日はこのような機会を設けていただき誠にありがとうございます。このような説明会をきっかけに、今一度法令等の再確認をしていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。それでは説明に入らせていただきます。

まず、法律の制度概要の説明に入らせていただきます。既にご存知の方もいらっしゃると思いますが、カルタヘナ法は2003年に発効した生物多様性条約カルタヘナ議定書の国内担保法として制定されました。目的は、国際的に協力して生物の多様性の確保をするため、生物の多様性に関する条約であるカルタヘナ議定書の的確且つ円滑な実施を図ることにあります。そして、このカルタヘナ法には遺伝子組換え生物の使用等に係る措置として、2つの使用等形態が認められております。1つはこちらの第一種使用等といった環境中への遺伝子組換え生物の拡散を防止しないで行う使用等と、こちらの第二種使用等と言いまして、環境中への遺伝子組換え生物の拡散を防止しつつ行う使用等であり、こちらは実験室内での多くの実験が該当するかと考えられます。

続きまして、法律・政省令・告示の全体像についてご説明させていただきます。ご覧のとおりですが一番上にカルタヘナ法がございまして、その下に政令、省令そして告示が定められておりますが、皆様方が研究室で組換え実験をする上で関係しますが、主に黄色い部分の⑦の研究開発二種省令と⑨の研究開発二種告示になるかと思っておりますので、ご確認いただけたらと思います。

続きまして、第二種使用等について説明させていただきます。研究開発段階の遺伝子組

換え生物の使用等は具体的に研究開発二種使用例により大きく3つに分類されます。1つが実験でありまして、2つ目が保管、3つ目が運搬となります。保管と運搬に関しましては、二種省令に沿って執るべき拡散防止措置を執っていただき、大臣確認の必要はございません。一方、遺伝子組換え実験にはほとんど、実験の説明に入りますが、実験は大きく2つに分かれておりまして、遺伝子組換え実験と細胞融合実験に分かれます。こちらの細胞融合実験に関しましては、大臣確認が必要な実験となりますのでご確認ください。遺伝子組換え実験に関しましては、ほとんどが機関内で省令に従い拡散防止措置を決めていただき実験が行えますが、一部の実験については文部科学省に申請書を提出し、文部科学大臣の確認が必要な実験がございますので、ご注意くださいと思います。

次に、研究開発二種省令の内容についてですが、研究開発二種省令とは、執るべき拡散防止措置を定めるものがございます。拡散防止措置の主務省令における決め方は、原則として、使う宿主及び核酸供与体の実験分類、使用方法並びに遺伝子組換え生物の推定される性質を勘案することとしております。拡散防止措置の決め方についてですが、実験をなさるときはまず省令第4条にて、こちらの微生物使用実験、大量培養実験、動物使用実験、植物使用実験のどの実験区分に該当するかを調べていただき、続きまして、省令第3条で文部大臣が定める実験分類を調べていただきたいと思っております。最後に、省令第5条により実験区分と宿主と核酸供与体実験分類により拡散防止措置が決まります。その決め方ですが、第5条第1項の微生物使用実験について簡単に説明させていただきます。

特定認定宿主ベクター系を用いる場合の実験については、後ほど説明させていただきますが、例えば3ぽつ目の「供与核酸が同定済であり、哺乳動物等に対する病原性及び伝達性に関係しないことが科学的知見に照らし推定される場合の実験」に関しましては、宿主や実験分類と同じレベル、宿主がクラス1であればP1、クラス2であればP2となります。また、「認定宿主ベクター系を用いていない場合」の実験に関しましては、供与核酸が哺乳動物等に対する病原性又は伝達性に関係し、かつ宿主の病原性を著しく高める場合は、宿主または核酸供与体の実験分類のうち小さくない方より1つ上の拡散防止措置で実験を行うこととなります。それ以外は宿主の実験分類、核酸供与体の実験分類のうちいずれか小さくない方の実験分類と同じ拡散防止措置を執ることとなります。

続きまして、研究開発二種告示の内容について説明させていただきます。研究開発二種告示は第1条から第4条が定められておりまして、第1条は認定宿主ベクター系、第2条は実験分類の区分毎微生物、第3条は特定認定宿主ベクター系、第4条は大臣確認が必要となる「二種省令別表第一第一号へ」から除外されるウイルス及びウイロイドを明示しているものとなります。これ以降それぞれの特定説明をさせていただきます。

まず認定宿主ベクター系についてですが、こちらです。認定宿主ベクター系とは、特殊な培養条件下以外での生存率が低い宿主と当該宿主以外の生物への伝達性が低いベクターとの組合せを言い、告示の第1条ではその組合せが掲げられております。認定宿主ベクター系を扱う実験では、核酸供与体の実験分類がクラス1の場合はP1、クラス2の場合はP2、クラス3の場合はP3のレベルで実験ができることとなります。

続きまして、こちらが特定認定宿主ベクター系の説明になるのですが、特定認定宿主ベクター系とは、特殊な培養条件下以外での生存率が極めて低い宿主と当該宿主以外の生物への伝達性が極めて低いベクターとの組合せを言い、使用する核酸供与体の実験分類がクラス1やクラス2の場合はP1、クラス3の場合はP2レベルで実験ができるということになります。したがって、認定宿主ベクター系を扱う場合よりも1つレベルを下げて実験ができるということになります。

続きまして、実験分類につきましては、実験分類とは、宿主又は核酸供与体とその性質に応じて4段階に分けたものになりまして、クラス1からクラス4まで分類されております。性質の特性については説明を割愛させていただきますが、こちらの具体例について1つだけ補足させていただきますと、現在インフルエンザウイルスがクラス2に分類されておりますが、高病原性インフルエンザウイルスになりますと、こちらのクラス3のレベルになりますのでご注意ください。

続きまして、二種省令別表第一第一号へについて簡単に説明させていただきます。二種省令別表第一第一号へとは、自律的な増殖力及び感染力を保持したウイルス又はウィロイドであるものでございまして、こちらの図を使って簡単に説明させていただきますと、このようにアデノウイルスやセンダイウイルス、ワクシニアウイルス等々にGFPを、何か培地等に介していただいて、その出てきた遺伝子組換え生物が、自律的な増殖力を保持していたり感染力を持っていたウイルス等でしたら、こちらの二種省令別表第一第一号へに該当するとして大臣確認が必要な実験となります。しかし、別表第一第一号へにも該当しないウイルスもございまして、それはこちらです。組換える前のウイルスやウィロイドが別表第3に載っており、それが宿主や核酸供与体に当たるときは大臣確認が不要となります。具体的には、ワクシニアウイルス以外のウイルス承認生ワクチン株、ヒューマンレトロウイルスを除くレトロウイルス、バキュロウイルス、植物ウイルス及び植物ウィロイド、原核生物を自然宿主とするウイルス及びこれらの誘導體になります。

最後に、大臣確認実験の例としていくつか説明させていただきますが、具体的にこちらは二種省令別表第一の第一項と第三項を抜粋したことになります。本スライドでは微生物使用実験と動物使用実験の2つを例にさせていただきました。詳細な説明に関しましては割愛させていただきますが、微生物使用実験に関しても結構申請が多いものと、第一第一号ハ、宿主の実験分類がクラス3であるもの、また先ほど説明させていただきました第一第一号ヘ、自律的な増殖力及び感染力を保持したウイルス又はウィロイドであるもの、として申請が多くなっております。また、こちらのトの部分をちょっと補足させていただくのですが、第一第一号トとは、供与核酸が半数致死量百マイクロ／キログラム体重以下の蛋白性毒素に係る遺伝子を含むものとしてございまして、こちらに該当する毒素としましては、ボツリヌスや破傷風、シガ、シフテリアなどが挙げられるかと思っております。

続きまして、遺伝子組換え実験に関するルールの情勢について美留町専門官より説明があります。

【美留町専門官】

改めましてこんにちは。生命倫理安全対策室の美留町と申します。本日は、中山副学長様、林センター長様、このようなご機会を設けていただきまして、改めて御礼を申し上げます。また、こちら協議会のご参加の先生方には日々カルタヘナ法の遵守にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

法令また省令等につきまして、前田の方から簡単に説明させていただきましたところですけれども、実際は遺伝子組換え実験に関するルールの情勢について、その全体像、国際的な形から、またそれから個々の研究室についてどのようにやっていったらよいかというようなことをまとめさせていただきましたので、こちらご確認いただければと思います。

COP10、MOP5、このあいだ名古屋でありました国際会議です。先生方も恐らくご興味があるのではないかと思います、こういったスライドをご用意させていただきました。目的としましては、COP10、MOP5ですけれども、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の接続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ均衡な配分。こちら「生物多様性条約」の締約国。こちら生物多様性条約の全体の、COP10の「コップ」と言いますけれども、193カ国・地域が締約してございます。そしてMOP、こちら「責任と救済」とか、こちら「カルタヘナ議定書」、この締約国会議ですけれども、158カ国・地域が参加してございます。この10とか5というのは会議の開催回数ですので5回目の会議ということになります。そして、本年度、10月11日から29日に名古屋市において開催がされました。

主な議題と結論なのですけれども、「責任と救済」に関する補足議定書」というもの、それから「ABS」という議定書です。ABS遺伝資源へのアクセスと利益配分ということですが、こちら遺伝子、上の方にですと、遺伝子組換え生物（Living Modified Organisms）の国境を越える移動により生物多様性の保全及び持続可能な利用に損害が生じた場合の責任と救済のあり方について、そこに書かれているのが議定書の中の「補足議定書」というものを議論したものでございます。そして、ABSというのはもっと全体的な国際的な配分、または利益配分の枠組みを決めるということで、それぞれいずれも議定書として今回採択されまして、今後議定書発行に向けた手続きが行われるところであるということでございます。

そして、「責任と救済」、特にこちらの補足議定書、カルタヘナ議定書の補足ということで全体像の中の1つですけれども、「生物多様性条約」1992年5月に採択されまして、我が国には93年の5月に契約してございます。目的はこのようなものなのですけれども生物多様性の保全、その配分、利益の配分についてまとめた条約でして、その中で、遺伝資源、遺伝子組換え生物の国境を越える移動について、そこに焦点を当てたものがカルタヘナ議定書です。カルタヘナ法というのはこの国内担保法ということでございまして、その中で、カルタヘナ議定書「責任と救済」に関する、ですから、出したものに関する責任はどうするのか、それに対する補足の議定書というのを2010年10月に採択したということです。内容は、遺伝子組換え生物の国境を越える移動によりその保全及び持続可能な利用に

損害が生じた場合の責任と救済に対して、締約国が講ずるべき措置を規定する内容ということで、今後、発効に向けた手続きが行われるということですが、環境中に組換え生物を漏出させないようにしましょうと、法律に沿った取扱が重要だということを改めて確認したということでございます。

そして、先ほどの繰り返しですが、今のカルタヘナ法というのは、法律の場合、カルタヘナ議定書の円滑な実施を確保するための国内の担保法ということでございまして、「一種使用等」、「二種使用等」、そのよく申請されるのは第二種使用等でして、環境中への拡散を防止しつつ行う使用等ということでございます。こちら、施設の利用体系対応、そういったものを拡散の防止措置が主務省令、いわゆる研究開発二種省令で定められている場合は、その機関の中で措置を講じてください。定められていない場合は、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置を執る必要がありますということです。こちらカルタヘナ法でございます。そして、こちら遺伝子組換えの二種使用等に当たっては、ほんとの拡散防止措置を執るということです。組換え生物を外部に拡散させないことが重要ですので、省令に定めたこの拡散防止措置を執りつつ、そのヒヤリ・ハット集というのを作りましたけれども、事故を未然に防いでいただくということが重要であるかと。なんというか事故というのが出てきてまして、非常に軽微なところなのですが、なかなかそれが無くならない、どういうことなのかということ、ちょっと実態の例を挙げつつご説明したいと思っております。

カルタヘナ法施行以来、研究分野における遺伝子組換え生物等の二種使用等の間に、組換え生物が環境中に漏出し、生物多様性に影響を与えたという事例は実際はございません。しかしながら、組換え生物を誤って外部に漏出させた結果、生物多様性への影響を防ぐために対応を執ったという事例が相次いでいるわけです。その多くの事例について、その発生原因というのは何かというと、主にハードというよりはヒューマンエラーというソフト的なところであると。ですから、管理者は法令に沿ったハード及びソフト面での体制整備をするだけでなく、作業者のケアに努められるということも大事なのであろうかなということで作らせていただいております。「ヒヤリ・ハット集」という、事例としてこういったものがございます。

例えば、某大学などで実験中、マウスの数を確認しなかったのに、蓋が開いていてマウスが逃げた時には、数を勘定してなかったのがわからなかったというのがあります。それから、不活化未処理のものを処理済と誤認して廃棄してしまったと。きちんとオートクレイブしていないのにそのままポイと捨ててしまったというのが1つです。それから、組換えウイルス由来の試薬を不活化せずに廃棄してしまった。そのバキュロウイルスの入り込んでいるようなものを使って、それを的確に他の方が知らずに不活化処理を行わずに流してしまったということです。それから、実験対象が組換え生物であることを知らなかったため不活化しなかった。それは機関の中で、これは実験組換え生物の対象のものですよ、ということの連絡がきちんと行き届いていなかったということです。したがって、連絡がされていなかったのに不活化しませんでした、そのまま捨ててしまいました、そういう事例が

挙げられています。ちょっと一例ですけれども。

個々のもの見ていきますと、実験中マウスの数を確認しなかったので開いた蓋からマウスが逃げたことに気付かなかった。これは、例えば、敷物の中にねずみもぐっていたとか、段ボール箱からこう移すときに蓋にくっついていないか、きちんと確認しなかったということです。それから、移すときに蓋が半分ばかり開いているのにそのまま確認しないで蓋を開けながら作業した。それから、内規では2名でやることというふうに定められているので2名で作業したけれども、2名作業の意味が十分に伝わっていなかった。つまり、それぞれ1人1人がばらばらなことをやっていて、連携が行われていなかったということです。つまり、2名で作業を行うのは、1名の作業にミスがないか残り1名が外から確認するためにあるでしょう。だから、それは機関の責任者がきちんと伝えなくて、作業員も理解していなかったために、1人はこっち、1人はこっちで作業していて連絡が取れていませんでしたということです。解説としましては、使用前後にマウス数をきちんと確認するなど、こっちからこっちに移すときは「10匹いますね」「10匹いますね」と2人体制で確認するなど、不慮の逃亡を防ぎましょうということが大事かと思われます。再発防止の例としましては、実験時にマウス数を確認。同じことですが、その他ねずみ返し等の設置をして逃げていかないようなそういったことも十分に必要であろうという例がこちらでございます。

次に、不活化未処理のものを、オートクレーブしなかったものを、処理済ですよと言って廃棄してしまった、そういう例があります。不活化処理の作業担当者と処理済み資材の廃棄担当者が異なっていたが、連絡の行き違いにより誤って処理未処理の生物を廃棄した、こういう例があったのです。前の晩にごみをやりました、これはオートクレーブやらなければダメなのですけれども次の朝来た別の作業員はそれをそのままわからずにごみに出していたと。重要な連絡をメールで行っていたために、片方は出しておくつもりだけきちんと出てなかったとか、他方が読んでなかったとかいうような例があります。相互の確認を怠った。また、そのようなヒューマンエラーを想定した処理体制でなかったと。連絡が伝わらなければそれっきりという体制があった、そういう例があります。それで、廃棄する前に不活化済みであるかきちんと確認しましょう、こういうことです。オートクレーブバッグであれば「しましたよ」というマークをすればいいわけですから、それを見えるようにしようと。特に、担当者が複数いる場合、連絡ミス等により誤解が生じる可能性がありますということです。きちんとセッティングができていないと間違いが起こりますよという例です。対応としましては、オートクレーブ袋に熱により処理済が表示されるシールを添付するなどというのがありましたけれども、中のヒューマンエラーを想定した処理体制をしっかりとやるのが大事だろうという例でございます。

続きまして、組換えウイルス由来の試薬を不活化せずに廃棄してしまったと。試薬を使っていました、それをきちんと不活化せずに、廃液であれば次亜塩素酸に浸けるとか、実験器具であればオートクレーブをかけて中のウイルスが死んだことを確認してから出してください、そういうことになっているのですけれども、その確認をしなかったということ

です。組換え生物としての扱いを求める表示を、研究者、物品調達担当のいずれも確認していなかった。つまり、その表示をきちんと見ていなかったということです。そういうものが必要だというところの確認がされていなかった。そして、また、新たに配属された研究者に研修を行っていなかった。表示があるのにこういうものですよということが新しい人に伝わっていなかったので、見ても何のことだかわからないと。カルタヘナ法のあれとは何ぞやと。P1、P2、これは何でしょう。わからないまま廃棄してしまったということがあるということです。特に組換えバキュロウイルスを利用して作成された酵素、そういったものに入っている場合です。組換え生物の含有が否定できない試薬は不活化処理が必要です、ということが1つ解説としてございます。再発防止としては、購入試薬については対象製品かまず最初に確認してください。パッケージに例えば「カルタヘナ法該当です」と書いてあるならそれを見ていただくとかです。そして、個々に対応する人がわかるような管理体制をとっていただくということかと思えます。

一番下です。実験対象が組換え生物であることを知らされなかったため不活化しなかった。実験の途中で別件があり作業を部下に依頼した。部下は当該作業が組換え生物に係るものと知らずに不活化処理せずに廃棄したと。つまりこれもやはり引継ぎミスですね。上司・部下ともに法令や内規を熟知していたが、意思疎通が不足していたと。それぞれの研究者が法令はわかっている、省令はわかっているというのはいい。ところが、研究室の中で手順とか、そういったことがきちんと伝わっていなかった例があるために、連絡がいていなかったということです。つまり、その解説としては、複数者で分担して作業する場合等には、取扱物が何であるかということを確認しましょう。そして、試料にラベルを貼り、処理方法を明示するとか、そういった意思疎通の方法をきちんと行ってくださいという、そういった事例でございます。そして、万が一、そういったものが組換え生物が外に出てしまったというような可能性があるという場合は、15条に基づき、事故が発生し拡散防止措置が執ることができない時は、すぐ応急措置を執ってください。そして、速やかに事故の状況と執った措置・対応を主務大臣に報告をするということをお願いします。「速やか」なので、応急措置執りました、ねずみ捕まえました、だけどそれが組換え生物なのかどうかやるのに1週間かかって、それから実際の報告はやりました、それではちょっと時間がかかってしまうので、応急措置を執るとともに速やかに連絡をお願いします。こちら、文科省の生命倫理・安全対策室の方に連絡をお願いいたします。

そして、「保管、運搬時の拡散防止措置」というのがあります。これは省令の6条、7条に書いてあります。保管の場合は、これは漏出や逃亡などが起こらない容器にきちんと入れる。こういった密封をしてもらって、見やすい箇所に遺伝子組換え生物等ですよということを書いてもらって、そして、レベルが高いときは破損しても出ていかないような構造に入れるということです。そして、保管は、所定の場所に保管するということが大事ですから、実験室でなくてもいいですが、所定の場所に、こことわかるところに保管して、その冷蔵庫とか冷凍庫の中でなくその設備の見やすい場所に遺伝子組換え生物を保管していますよということを表示していただく。これで保管ということになります。例えば実験室

の中でやるとか、インキュベータに入れておくとか、そういったものは実験中の一時的な保管に該当する場合があります。実験室でやってもこの操作をすれば保管であるかもしれないし、実験の中で一時的に冷凍保存すれば一時的な保管に該当するかもしれない。しかし、いわゆる省令に基づく保管というのは、わかるところにきちんと遺伝子組換え生物ですよと書いて漏れのないようにおいてくださいということで、こちらが保管ということになります。一方、運搬も、最も外側の容器の見やすい箇所に取扱に注意を要する旨を表示する、そして、漏出のないようなものに入れると。そうでないと、ぼいっとシャーレかなにかをひっくり返すこともありますよということです。こちら、「保管、運搬時の拡散防止措置」ということで一例として挙げさせていただきました。

今、簡単にご説明申し上げました。改めてご質問等ございましたら、ホームページまたはライフサイエンス課のメールの方にご連絡いただくと幸いです。本日は誠にありがとうございました。以上、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【宮崎大学（林）】

どうもありがとうございました。（拍手）

時間がちょっと押しています。何か特別なことがあればお受けしますけれども、もしなければこれで終わりたいです。どうもありがとうございました。（拍手）

そうしましたら、5分休憩というのはちょっと厳しすぎますので、25分からスタートさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

<休 憩>

3) 委員会報告

①企画委員会

【宮崎大学（林）】

それではお時間になりましたので、筑波大学鎌田先生の進行にて委員会報告に移らせていただきます。鎌田先生よろしくお願いいたします。

【筑波大学（鎌田）】

それでは企画委員会の報告をさせていただきます。いくつか承認案件があるのでよろしくお願ひします。・・・

<企画委員会報告の冒頭部分の録音記録なし>

・・・というか運用改定の作業中の部分がございます。特に組換え植物、先ほど第一種に関する内容について、出来るだけ日本の制度がカルタヘナ議定書上も合っていないのでそれを議定書に合わせる形を変えていただきたいということで、現在の作業が進んでいるのは、農林水産省の方と文部科学省の方の作業が進んでおりまして、まだ最終決定が1年経ってまだ出来ていないのですが、基本的には研究者の意見を是非聞いてくださいという形で進んでおります。それから、遺伝子組換え実験安全研修会というのは平成20年の12月に東京で1回やらせていただきましたが、その継続を2回目をやろうということで、平成21年度にはその企画までしか出来ませんでした。22年度に入ってそれを実行するための企画をさせていただいた。その他についてはちょこちょこいろいろなことがございましたので、事務局としての活動も含めて、21年度はさせていただいたということです。

22年度に入りまして、会員とかオブザーバーの受付は今までどおりですが、現在の状況ですと、会員が53施設です。それからオブザーバーが現在4名ということになっています。それから、先ほど言いました研修会ですけれども、多くの方々にはメールで配信させていただきましたが、6月5日の日の朝から夕方まで1日かけていろいろな形でやらせていただきました。参加者がそこにありますように最終的には70機関132名と非常に大盛況でございまして、文科省の担当官の方達にも来ていただいて意見を聞いてもらうと同時に、我々の中だけで文科省の担当官がいない席で、いろいろ困っていること等もお互いで議論して、いろいろなことを少しでも実験に反映させるという形をとらせていただきました。そこら辺のことについては、その中でいろいろ皆さんの意見を聞いたことを基にした、後で田中先生の方から組換え生物等委員会の方で報告あると思いますが、そういう形で皆さんの方に新しい形で提案するという形のことを進めております。それから、カルタヘナの制定はまだ継続中ということで、それ以外にもちょこちょこしたことを本年度はやらせていただき、まだあと何ヶ月か残っておりますが、何かまたいろいろなことが起

こっただけはメール等で配信させていただきたいと思っております。ここまでは報告ということになります。

来年度、23年度についてまだ今度大きく委員が変わりますので、また新しい企画が順次変わっていくかもしれませんが、現在企画されていることだけを最初にお示ししておきますと、会員とオブザーバーの登録については今までどおりの形で受付、仮登録等しながら、来年のこの総会で承認となるという形で進めたいと思います。それから、今年度の安全研修会が非常に好評であったということと、その時にアンケートを取らせていただいたところ、やっぱり来年以降もいろいろな形で続けていただきたいということが非常に多かったので、是非、来年度もこの企画は実行していきたいということで、次期の執行部の方にはそういう形でお願いをしているところでございます。大きな企画としてはこれぐらいということで、もしこれからこうしたことをやった方がいいという意見がここであれば、それは是非発展させたいと思いますので、今ここで何かこういう活動を是非取り込んで下さいというのがあるようでしたら、是非言っていただければと思います。もしないようだったらいつでも私でもいいですし事務局の方にもメールで連絡いただければ、委員会の方でいろいろ検討していただいて企画をしていただくということにさせていただきたいと思っております。

また1枚目に戻っていただきまして、今度は4) 昨年度平成21年度の予算執行の、これは承認事項でございますので、これについてご説明いたしますので承認をいただければと。3ページ目です。昨年より正規の形で会費を徴収するという形になりまして、その収入の欄の会費のところを見ていただけるとわかるのですが、50施設分の会費が平成21年度に振り込まれています。ただ、振込み手数料等の天引きがあってぴったりの額にはならないのですが、そういう形で190、約200万円ぐらいの会費が入っている。それから、その前年度分平成20年度は、これは会費をオブリゲーションではなくて、一応寄付ではないのですが払えるところは払っていただきたいたいということで集まって、それで一部使わせていただいたので80万円が繰越金としてあるということで、預金に沿って合わせて約280万円というのが平成21年の収入です。それに対して、下の支出の予算額のところで、ここにあるようなのを、一昨年の総会で認めていただいた予算額を組んでいたものについて実額の方を見ていただきますと、ほとんど皆さん使っていただけませんで、せっかく組んだのですが皆さん手弁当でやられているところが非常に多くて、委員会は一生懸命やられているのですが手弁当でやられているのが多くて、なかなか予算の方が消化はされませんでした。予算の中で大きく消化されたというのが、事務局経費については事務の方を週に1回だけ雇っていただいておりますので、そのお金が約20万弱ぐらい使われております。それから、研修会会場費という項目が8番目にありますが、これは昨年度は研修会やっていないのですが、今年の6月にやるということで会場を探していたところ、ちょうど会場のここでいいかなという話が出たときが1月ですが、その時に急いで予約金を払わないとその会場が押えられないという事態がございまして、昨年度の予算でまず会場費を出したと。それで、実行は今年であるという、そういうことでございます。そこ

だけが赤字という形で、昨年度分は執行と。いずれにしても、トータル使用実額が約46万円弱ということで、トータルすると234万円の繰越金が出たということでございまして、平成21年度はそういう形で集まった額よりも使っている額がかなり少ない状況になっているということでございます。これをどう使うかというか、またこれは平成22年度、23年度のところでまたご説明したいと思っておりますので、この額について、この決算報告についてご承認いただければと思います。これについては会計監査が特別に付いておりますので、会計監査の方に書類を全部チェックいただきましたので、それについて監査の方からご報告お願いいたします。

【鳥取大学（難波）】

会計監査をさせていただいております鳥取大学の難波です。昨日お預かりしまして、昨日から本日午前中にかけて、銀行の通帳並びに関係書類、終了書等すべて見させていただきましたが、厳正に管理が行われていることを確認しましたのでご報告申し上げます。

【筑波大学（鎌田）】

ありがとうございます。ということで一応監査の方もきちっと付いておりますが、最終書類としてこれに会計監査の署名と印を押されたものが私の方に届いておりますので、もしご覧になりたい方がいれば、ここに書類がございまして見ていただければと思います。ということで、まずこの件については総会の承認事項ですので、もしご承認いただければと思いますが。議長よろしく申し上げます。

【宮崎大学（林）】

はい。ただいま説明いただきました平成21年度の決算報告でございますけれども、ご質問等ございますか。

【琉球大学（前川）】

琉球大の前川ですが、比較増減の一番下の数字はこれでいいのですか。

【筑波大（鎌田）】

（ ）がついているところですか。

【琉球大学（前川）】

はい。

【筑波大学（鎌田）】

はい。これ白黒で申し訳ありません。これは赤字になっておりまして、（ ）して赤字なので（241,520）円というのが、オリジナルの方は赤字です。申し訳ありません。

【琉球大学（前川）】

下の数値の328,313円というのは、上のを足すとそれになるのでしょうか。

【筑波大学（鎌田）】

なっていると思いますけれども、赤字と黒字がだから比較増減全体でそうになっているかと思うのですが、違っていませんか。なんか計算違いがあったかな。赤字の方は逆にマイナスになりますので、他のところからマイナスされていくという。

【京都大学（清水）】

合っていません。

【筑波大学（鎌田）】

合っていません？ それは、どこかで計算ミスがあったかもしれません。

【京都大学（清水）】

172万から48万差しひいたら112万ぐらいないとおかしい。

【筑波大学（鎌田）】

使っているのは上ですから、280万円で、実額が45万円なので、この差額が繰越金にある234万…

【京都大学（清水）】

それはそうですけど、ここに書いてある表示方法でいくと、5万の予算額で実額0のとき比較増減5万とするということは、残額がそこに書いてあるのです。だから比較増減でない数字が入っているので、この表の作り方が根本的に間違っています。

【筑波大学（鎌田）】

そういうことになりますね。

【京都大学（清水）】

だから計算が合うはずがない。

【筑波大学（鎌田）】

実額までの部分だけが合っているということですね。

【京都大学（清水）】

だと思いますよ。

【筑波大学（鎌田）】

はい。ええっとこれはどうしましょうね。そうしたら、実額までの部分だけをお認めいただけますでしょうか。比較増減のところは数字の問題なので、これは後ほど修正した形のを会計監査に確認していただいた上で、これはメールで流すことになるのかなということだと思うのですが。繰越金が要するに今年度分に利いてきますので、繰越金の額だけ認めていただければ今年度予算が組めるのですが。

【京都大学（清水）】

決算報告書の作り方の問題で、会計ルールに則っていないなと思うのですが。比較増減のところ、要するに色がないとわからないとするのがまずちょっと具合が悪いのですが。収入の部はいいですよ。0のものがこれだけ入っていれば、だから比較増減でこれは黒なのですよね。

【筑波大学（鎌田）】

はい、そうです。

【京都大学（清水）】

それで、予算額から支出の方、実額が0だった場合にはこれは▲立てないと逆にいけないと思うのです。なので、そのところ、この表現方法はちょっと具合が悪いので、多分

これ、会計事務やっている方にきちっと見ていただいく方がいいと思うのですが。趣旨はわかりますちゃんと。実額から実額を引いた額が繰越になるのは当然なのですが。通常こういう場合は支出の部に翌年度繰越分を入れて、支出と収入を同一額にして〇決算するのが普通なので、こういうちょっと通常の会計ルールと違うやり方なので。

【筑波大学（鎌田）】

はい、失礼いたしました。それでは、今の清水先生たちのおっしゃることがわかるような形でフォームを整えて、それは会計監査にもう1回見ていただいた上でメールで皆さんの方にお渡しすると。ここでお認めいただきたいのはその使った額ということでございますので、ここの、一応承認だけいただければ今年度の予算が組めるということでございます。

【宮崎大学（林）】

形式態のところの修正は今後されるということを前提にして、実際使われた実額のところ、それとその概要というところを今回承認していただきたいということでございますけれども、それでよろしいでしょうか。（拍手）

それでは拍手をもって承認されたということでございます。

【筑波大学（鎌田）】

はい、どうもありがとうございます。それでは今のことを基にして1枚めくっていただいて。今年度、これは中間報告ということでございますけれども、会費、現在のところ46施設分の入金がございました。先ほどのとおり繰越金が234万3362円ということでございまして、現在までの預金利息316円ありまして、現在418万3678円というのが使えるお金として入っています。支出の方、比較増減はちょっと無視していただいて、実額の方でございますけれども、先ほど言いましたように、研修会の会場費をもうその前の平成21年度に支払っておりますので、実際の開催日は当日、分科会をやって分科会を担当していただいた幹事の先生方等に関して、必要な場合に支出請求旅費を出すということと、それから、お弁当が当日会議のサポート役等に対して出ましたのでその金額がそこに出ております。それから、あとは委員会ですが、企画委員会は特に費用は使わなかったと。それから、番号が違いますね、研究環境支援整備検討委員会の方は、委員出席旅費。それからIT環境の方はIT環境設備費というのがありまして、これは実際にホームページの立ち上げ等のところに係っているお金です。それから、事務局経費というのは、コピー代とか事務員の雇用費ということになっており、ただこの事務員雇用費の中に先ほどのホームページの方がITの本体が動かしておりますが、そこでホームページにアップするために1人パートの人が、これは時々なのですが、そういう作業をしていただくという費用がこの中に入っております。予備費も含めて現在使っているのは39万ということで、現時点で言うと、収入と支出で見ると、378万4662円というのが残金としてあります。これがまた、これから支払いがどうしても必要になると思いますので、そういうものを使っていきたいという。特にここでお願いではあるのですが、委員会の方達みんな

手弁当でやられて自分達で必要に応じて出してしまうということがあって、私としては、事務局としては必要なものは出していただかないとこれから委員会活動がそういうことで滞っては困ると思うので、それは是非ということで常にお願いをしているということと、それから、実は昨年度に関しては、信州大学が開催していただきましたが、信州大学の方からのこういう総会等の会場費等がいろいろあるので、事務局の方から40万円サポートしますということで予算を組んでいるのですが、昨年は終わってからと言われたのですが、結局請求はまったくきませんで、自分達の中で全部処理していただいていたので40万円そっくり浮いてしまうと。今年は宮崎でやっていただくので宮崎の方にもせっかく40万円組まれているのだからということで、使うつもりでいらっしゃるということですので、総会が終わらないと決済ができないということなので、そういう予算はこれから抜かれていくという形のものであります。その意味ではせっかく活動できるようにと予算を組んでいますので、それぞれの活動の場所では是非使っていただけたらということが現状の報告です。これは報告ですので、特にご質問等があれば。

【宮崎大学（林）】

どうでしょうか。宮崎は使わせていただくので、よろしく願いいたします。

ご質問等ございますか。どうぞ。

【信州大学（関口）】

信州大学の関口です。去年請求しなくて申し訳ありませんでした。ぱっとやはり予算書を見ておきますと、予算額を付けていて実額が0というのは非常に見ていておかしいような感じ。と言いますのは、それだったら予算をつけなかったらいいということになりますので、是非適切な予算を付けていただいて、適切に支出していただくということが大事ではないかなと思っております。そうでないと繰越ばかりが増えまして、逆に繰越増えますと、そんなにたくさん会費を取る必要があるのかという問題を起こしますので、是非適切な、特に手弁当はなるべくなさないようになさったらいかがかなというふうに思っておりますので、是非適切な支出をよろしく願いしたいと思います。

【筑波大学（鎌田）】

どうもありがとうございます。本当に私としても是非使ってくださいというふうに感じまして、会の活動を活発にしていいただければと思いますので、是非よろしく願いいたします。

そうしたら、それは中間報告ということですので報告だけさせていただいて、さらに次のページです。平成23年度予算案で、これはこの総会で承認を得る必要がございます。現時点で繰越金がどうなるか、まだ支払いがありますのでちょっとわからないのですが、ここでは一応300万円程度が繰り越されるという予想のもとで、会費は、今現在53施設と言いましたけれども年度途中で入られてくる、ということは来年度また会費を払う施設が増える可能性があるのと、とりあえず1施設増やして54施設ということで、収入が大体516万円程度だろうということで組んでございます。

支出に関しましては先ほど言いましたとおり、企画委員会、それから研究環境支援設備委員会、IT、組換え生物委員会と4つの委員会はまたこれからも続くということでございますので、その中に、規模に応じてということでございますが、会議開催費と特に委員出席旅費をとってございます。これは実際に集まらないと動きが取れない、議論が出来ない部分が結構ありまして、そういうところに付けていただくという形のものであります。それから研修会開催費が、これは来年どこでやるかということによって会場費もまったくわかりませんので、現在は50万円を計上させていただいていると。それから、総会開催費は例年通り一応40万円を予定しています。それから、事務局経費は大体いつもどおりでコピー代、事務補助関係、それから来年は多分事務局を移転せざるを得ないということがございまして、若干の事務局移転費をとってございます。予備費10万円で、それで繰越金を0にしてしまうと次の年に会費が集まるまで活動が出来なくなるので、大体200万円前後が例年繰り越されていけば活動費として充てられるかなということで、この決算上では186万円ぐらいを繰越金で残していったらいかがでしょうかということが現在の予算案でございます。これについてはご意見をいただいた上で承認いただければと思います。

【宮崎大学（林）】

ただいまご説明いただきました平成23年度の予算案でございますけれども、ご質問等ございますか。特にご質問等ございませんでしょうか。それではもしご承認いただける方は拍手をお願いしたいと思います。（拍手）

では承認されたということにさせていただきます。

【筑波大学（鎌田）】

それではまた1枚目に戻っていただいて、今度は8)番目、遺伝子組換え実験講習会の英語対応等ということで、これは後ろの方の協議事項でもあるのですけれども、この課題は実は昨年の総会でも話題になっておりまして、これについて、事務局としてもいろいろ検討はしてまいりました。そのときに、1枚紙で「外国人教育訓練用DVD譲渡依頼書」というのがあるかと思えますけれども、これは実は理化学研究所の吉識さんの方がオブザーバーで参加されていますけど、吉識さんの方からうちにはあるよということで、これについて我々の連絡会の方で使えるかどうかということも理研の中でも協議していただきまして、1つのモデルですがこういうような依頼書みたいな形で提出することで貸していただけるだろうということで、一応理研の方では協議していただいたということですので、もしよろしければ吉識さんの方からちょっとご説明していただければと思いますけれども。

【理化学研究所（吉識）】

理研の吉識でございます。簡単に中身について紹介させていただきます。法令の解説をしたDVDになります。二種省令中心にした内容でございます。時間は大体40分程度にまとめております。解説内容ですけれども、法令の遺伝子組換え生物等の定義や使用等の定義から始めまして、それぞれのレベルの実験における拡散防止措置、また保管、運搬における拡散防止措置、また譲渡等に関する取扱い、事故時の対応、そういうものがすべて含

めてございます。ただ、譲渡に関してはまったくこちらからどなたにでもという形になるのですけれども、大変申し訳ないのですけれども一定の条件だけは付けさせていただきたいと思います。4つばかりございまして、1つは大学の遺伝子研究支援施設が実施されます外国人用教育訓練に限ってご使用いただければというふうに思っております。2点目は、施設の職員以外の第三者への貸与また譲渡は禁止していただきたいと思います。3点目、複製・編集・転用につきましては、原則禁止という形にさせていただければと思います。どうしてもという場合は、こちらの方にお声掛けいただければと思います。最後に1点ございますけれども、私どもから何かしらの理由でお返しいただきたいということを申し上げますたら、速やかにご対応いただければというふうに思っています。譲渡希望ございましたら、ここにございます譲渡依頼書の方を私の方までご提出いただければと思いますので、そういたしましたら、速やかにDVDの方をお渡しするようにしたいと思います。なお、中身につきまして見てみたいという方いらっしゃいましたら、これが終わりましたら私のパソコンに入っていますので、お見せ出来ますので、よろしかったらどうぞ。

【筑波大学（鎌田）】

はい、どうもご説明ありがとうございました。今のように、どこの大学も最近留学生等が多い、それから法令遵守のことがあって、やはり従事者として外国人に説明しなければいけないけれども、最近の留学生は日本語が出来ない形でくる方が非常に多いので、この英語版しかないということでもかなり無理ををお願いして、こういう形で条件はあるけれども貸し出していただけるということでございます。これの、協議事項の提案されたのが神戸大学ですけれども、神戸大学の深見先生のところも何か英語のそういうバージョンのものを持っていらっしゃるというのをちらっとお聞きしましたので、ちょっとご説明をいただけると。

【神戸大学（深見）】

今は企画委員会の報告の中なので、私どものこれは協議事項の提案なのですけれども、これはやっぱりこの協議会として何か将来的にかっちりしたもの作っていかないとだめなのではないかという意味での提案であります。例えば、理研のご好意は非常に有難いのですけれども、例えば第1項の「譲り受けるDVDは、当大学の遺伝子研究支援施設が実施する」と書かれますと、我々の大学等ではやっぱり委員会がやっていることが多くて、我々ももちろん協力はしてるのですが、主体としてはやっぱり委員会がやっているのがけっこう多い。となると、これはもう使えないとなってしまうので、その辺のところちょっと工夫していただければという感じです。また詳しいことは後で申し上げます。

【筑波大学（鎌田）】

その他いかがでしょうか。一応昨年からの持ち越しということで、理研側と私の方で進めさせていただいたところですが、協議事項についてはまた後で取り上げさせていただきます。

【理化学研究所（吉識）】

今の委員会が主催する形でも結構ですので、その辺はちょっと柔軟に対応させていただ

きます。

【筑波大学（鎌田）】

ありがとうございます。多分大学等のオーソライズした形の組織なのかということだろうと思うのですけれども。

【筑波大学（菊池）】

筑波大の菊池と申します。基本的に大学向けの雛形になっていると思うのですけれども、この委員会というかこの組織には研究所の方々もおられるので、それも含めてという解釈でよろしいでしょうか。

【筑波大学（鎌田）】

吉識さん、よろしいでしょうか。

【理化学研究所（吉識）】

基本的にはここにいらっしゃる方であれば善処したいと思います。

【筑波大学（鎌田）】

ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。この総会で決めるということではないので、個別の組織ごとに理研の方と交渉していただいて貸し出していただくという形になると思いますので、そういう形でそれぞれ必要な人は動いていただければということでございます。

【宮崎大学（林）】

これでよろしかったですか。

【筑波大学（菊池）】

はい。

【筑波大学（鎌田）】

では、DVDのことはそれで話を終わらせたいと思います。

それとその次が、9)で、次期幹事、監査等の推薦、決定ということで、これも総会の承認事項ということでございます。一応会則の方では2期までを原則としてやってもいいこと、幹事は、ということになっているのですが、私ももう2期4年になりますので、私はここで代表幹事を退任させていただきたいということと、幹事の中にやはり2期もうやられた方達がいるので、そこら辺を代えていただきたいということで、6ページのところを見ていただきたいのですが。一応総会では幹事会の方から推薦をする、それ以外に自薦他薦でいらっしゃる方を含めて、この総会で決定していただくということでございますので、私達の幹事会の方でいろいろな方達の意見を聞きながら決めたのがここでございます。一応読み上げさせていただきますと、代表幹事は難波栄二先生、鳥取大学です。企画委員会を担当する幹事として神戸大学の深見先生。研究環境支援整備委員会として茨城大学の安西先生。IT環境整備委員会としては熊本大学の荒木先生。組換え生物等委員会これは継続でございますして広島大学の田中先生にお願いしたいと。それから、会計監査ということでございますが、今まで4人いた内の3人が今度抜けてしまうので、是非相談役

みたいな形で何か今までの方がどなたか1人いた方がいいということで、その方に監査をお願いいただけないだろうかということでございましたので、一応相談役と兼ねた形で私が会計監査をさせていただくというのが、これが事務局からの、幹事会からの推薦でございます。ついでに、やはり年度当番会員というのがございまして、これも一応総会で最終的には決定しなければいけないということでございまして、それについても一応推薦させていただきますと、設置年度の順番ということでずっときておりまして、実はちょうど同じ年に宮崎大学と群馬大学ができておりますので、来年は、今年宮崎でやっていただきましたので、群馬大学をお願いしたいということで年度当番会員は群馬大学を推薦するという形でございます。このことについて、この場で是非私もやってみたいという方がいたら、大変我々としては大歓迎なのですが、自薦他薦で結構ですので、なかなか引き受けていただける方がいらっしゃらないので逆に是非やっていただける方はやっていただきたいと思っているのでいかがでしょうか。もしいらっしゃらないでしたらこれでいいかどうかを承認をいただければと思います。

【宮崎大学（林）】

ただいま説明ありました23年度、24年度、次期の幹事、監査候補6名の先生方推薦されましたが、ご意見ございますか。承認いただけるようであれば拍手をお願いしたいと思います。（拍手）

承認されました。

【筑波大学（鎌田）】

ありがとうございます。では来年の4月からの2年間はこのメンバーで実行させていただきたいと思います。

実はそれに伴いまして、若干会則の変更等をしないと非常に明確でない部分も、今のことにも関わっておりますので、そのことについても会則の変更は承認事項にございますので、これも合わせてご検討願いたいものなのですが、まず9ページ目を見ていただければと思います。9ページ目の真ん中ぐらいのところ、四角で囲ったところと2本線で消したところがございます。第15条の第3項というのを先に見ていただきたいのですが、もともとは「委員会毎に委員長を置くものとし、構成委員の互選で選考する。」となっていたのですが、実は会則の中には「幹事は委員長をもって当てる」というふうに会則ができており、そうすると、どこから始められるのかがまったく予測がつかないということになってしまって、実際には委員長が決まらないと委員会の構成メンバーが集められないし会議が開催できないという状況なのに、委員会を開いて委員長を決めてから幹事になるということではできないということで、現実に合わせて後ろの部分を切らせていただいて「原則として、担当幹事をもって当てる。」と。委員長については、ということにさせていただきたい。その上で2項に戻っていただいて、そうすると委員会の構成の中には担当幹事が必ず入っていないと委員会ができないということでございますので、そこに「担当幹事および」

という言葉を手付けさせていただきたい、というのが会則の中での変更でございます。これがお認めいただけるようでしたら、一番下の「平成22年11月12日」今日の日にちをもって「改訂」という言葉が入っているということでございます。

それから、次にその続きで、「覚書」というのがございますが、この会則を運用するために実際にいくつかの覚書を交わさないと言葉がはっきりしないという部分がございますので覚書が作られております。10ページ目です。もともと会則の方では「代表幹事1名」と「幹事若干名」という言葉が書いてございますが、今回は、先ほどお認めいただいたように、実は代表幹事1名と幹事を4名にさせていただいております。これは代表幹事が、私は代表幹事で今まで企画委員会を兼ねて、企画委員長を兼ねていたのですが、両方やっているとだんだん忙しいばかりでなかなかどちらも上手くいかない部分も出てくるので、来年度からは代表幹事は事務局を扱っていますので、事務局それから全般の調整役に徹していただいて、企画委員会はまた別な方にやっていただきたいということで、企画委員会の委員長を深見先生にお願いしたという経緯がございます。それを受けると、今までこの覚書では幹事3名となっていたのが実は4名に変えなければいけないので、4名という実態に合わせるという形で4名にさせていただきたいと。それに合わせて、その後のところのところで今までは「委員会の委員長をもって当てる」ことになっていたのを、ここを「委員会を担当する」というふうに、幹事は委員長を、幹事の方が委員長をやるのだということがここにきちんと覚書の中で入れさせていただいたと、覚書の中で入れさせていただきました。

それから11ページに移って、「委員会」という項目が上のところにありますが、これは逆に皆さんへのお願いでもあるのですが、委員会は4つできていますが、日常的にやっぱり一番活動されているのは委員長で、先ほど言いましたように集まっていたら何かをしようと言ってもなかなか集まれないと。できるだけコストを下げるためメールでやりとりをしていますが、やっぱりメールでは済まない。特に組換え等委員会だと、どういう動物を、封じ込め施設をどうしようとかいうことになったら、メールではやりきれない部分がいっぱいあって委員会を開いていただきたいということなのですが、ただ、その委員会の委員をお引き受けいただける方が一応名前には皆さん出ているのですがなかなか動きがとれないということで、本当は会員の方達に積極的に委員会に私がやりたいと言って申し込んでいただいて、この方達を中心に動かしたいのですが、なかなかそう言っていただけないという事情がございます。そうすると、現在の状況で言いますと、その「なお」以下二重線で消してありますが、読んでみますと「なお、委員会委員の任期は2年とし、再任は妨げない。」というのはいいいのですが、実際にでは何年もずっと同じ方ということで、その後ろにただし書きがあって「活動の継続性の観点から、毎年半数ずつを改選することが望ましい。」と書いているのですが、実態としてはなかなか代わっていかないと。これで、原則としてということで毎年改正していくとやる人がいなくなってしまうという現実がございます。現実に合わせてこの「なお」以下は当面は削らせていただく。もちろん、どんどん入れ替わっていただくのは私としては一番いい形だと思うのですが、現

実はそうはなっていないので、現実には皆さんの方にお任せすると。あまりこうでなければいけないと縛ってしまうとやりにくいということで、ここの項目を外すということまでを。今回の改選の中で、ここを直さないと先ほどの改選が出来ないという部分もございますので、この会則と覚書に関する変更についても、もし皆さんの方でお認めいただければお認めいただいて、事務局の方に会則等の新しいものをという形にしたいと思いたいがいかなのでしょうか。

【宮崎大学（林）】

会則も覚書も両方とも承認ですか。

【筑波大学（鎌田）】

はい、両方承認です。

【宮崎大学（林）】

今説明にありました会則それから覚書の改訂についてですけれども、ご質問等ございますでしょうか。手が挙がっています。

【京都大学（清水）】

京大の清水です。覚書というのは、原則として、その上位にある会則に矛盾しないように作らなければいけないですよ。

【筑波大学（鎌田）】

はい。

【京都大学（清水）】

それで、これは以前から気になっていたのですが、役員の数で代表幹事と監査の数をここでもう1回決めるのはおかしいです。だって、会則の方に1名ずつと決定されているので。

【筑波大学（鎌田）】

代表幹事1名と幹事は若干名という…

【京都大学（清水）】

幹事はいいです。代表幹事と監査の数は会則ですでに決まっているので。

【筑波大学（鎌田）】

監査は1名です。

【京都大学（清水）】

それを覚書に書くのはおかしいです。会則で決まっているのです。幹事の若干名をここで定義するのはいいのですが、会則で1名と決められているものを、矛盾していないからといって再度ここで1名と決めるのはおかしいです、ルール上。

ここでは幹事の数だけを決めて、代表幹事の数に含めないということを言えばいいのであって、1名ずつの部分は、覚書の方でもし2名と決めたらどちらが優先されるのだという話になって、こういうのの決め方上おかしいので、この2つを削除してください。

【筑波大学（鎌田）】

わかりました。はい。ではついでに今の清水先生の提言で、役員の数のところ「1項」と「3項」というのがあって、「代表幹事」と「監査」が「1名」と書いてあるのが会則の中に書いてあるので、この項目は覚書としては不要ではないかというご提案ですので、私もはい、それでよろしいかと思えます。

【宮崎大学（林）】

他にございますか。

【神戸大学（深見）】

すみません、神戸大の深見です。先ほど会則の方はもう決まってしまったのかもしれませんがちょっと確認です。「代表幹事、幹事及び監査の任期は、2年とし、」と、先ほどちらっと来年4月からよろしくお願ひしますと言われましたけども、この体制になったのは確か4年前の11月のこの会議だったと思うので、厳密にいうとこの会議から始まってこの会議で2年ということなので、来年の3月末まではちょっと何か難しい状況になったなあと。今の幹事さん達がしっかりと来年の3月末まで務めるのだということをここで決めておいていただければ、4月以降はやっていきますが。

【筑波大学（鎌田）】

はい、わかりました。これ立ち上げた時に、年度毎にやるということで、年度を4月1日からというふうに決めてございますので、一応3月31日までは現執行部というのが年度として代表幹事等が決まっておりますので、今の深見先生の言うとおりで、3月31日までは現執行部の方で運用するというので、一応それは再確認ということでございます。

【宮崎大学（林）】

今のでよろしいですか。

【神戸大学（深見）】

はい、確認していただければ。

【宮崎大学（林）】

他にございますか。他になければ覚書の部分で先ほどご指摘がありました役員の数のところの1番の「代表幹事」それから3番の「監査」というところは削除するという形で承認していただける方は拍手をお願いしたいのですけれども。（拍手）

承認されました。

【筑波大学（鎌田）】

はい、どうもありがとうございました。

では、また1枚目に戻っていただいて、それ以外で今回承合事項というのに関しては、今回の当番校の宮崎大とも話しましたが1件も出てこなかったということで、今回は承合事項は無しということでございます。

一番最後のこととなりますと、先ほど承認いただきましたように次回当番校は群馬大学で行うということで、これは承認されましたので一番最後にまたご挨拶をいただければということだと思います。

【宮崎大学（林）】

鎌田先生、真面目な話をすると、幹事のところだけ承認いただいて、当番校のところは含めずに先ほど言われましたので、確実にした方がいいと思いますので、当番校の承認もここでやりたいと思います。来年度の当番校として群馬大学という推薦ですけども、ご承認いただけるでしょうか。（拍手）

承認されました。

【筑波大学（鎌田）】

「その他」というのが書いてございますが、ここで私の方から今特別にということではございませんので、もし皆さんの方から企画委員会に対して何かご意見等あればここで聞きしたいと思えますけれども。

【宮崎大学（林）】

企画委員会の方への何かコメント、ご要望等があればということですがございますか。よろしいでしょうか。

【筑波大学（鎌田）】

それでは企画委員会の方の報告等は終わらせていただきます。

②研究環境支援整備委員会

【宮崎大学（林）】

続きまして、中村先生よろしくお願いします。

【東京医科歯科大学（中村）】

私どもの委員会から報告とお願いでございます。医科歯科大学の中村と申します。

資料は、一番右上の「2010年11月12日」という日付の入った2枚ホッチキス止めのものでございます。1枚目の委員会の名前を古い名前で印刷してありますが、これは「検討」の無い方が正しいものでございます。

昨年加盟施設の方で機器と施設の一覧、その中で学外利用してよろしいものの調査をいたしました。1枚めくってもらって2ページ目に対応していただいた大学の一覧が出ています。38の大学から対応していただきまして、そのうち約700余の施設機器がリストアップされてまいりました。そのうち学外利用していいよというのが半分に近いと申しますか、完全に可としたのが288という数字が出てきておりまして、その中の機器の種類を大括りにしたのがその下の「機器種類」というので1番から30番まで「品目」という名前つけてあります。これが適切かどうかはまだ検討の余地があるのですけれども、とりあえずこのような名称で次のことを走らせていただきたいということです。

その走らせていただきたい内容というのは、現在ありますこの協議会のホームページに各大学別に機器のリストを載せて、それに共同利用可のものを載せるということです。そこに画面の見本を示しております。赤字で書いてあるのは現在入っているのではなくてこ

ういうふうにしたいという提案で、検討内容でございます。一番最初のホームページの左側のメニューのところに「1番」と書いてありますが、そのところに「共同利用機器」というメニューを1項目加える。それで、そこをクリックしますと、2番目の共同利用が可能な施設の一覧が表示され、加盟の施設の名前が出てくる。その例えばうちの医科歯科大学をクリックいたしますと、次のページをめくっていただきまして、機器の一覧が出てきて、その中に、学外利用していい、共同利用していいという機器と、いけないという機器の区別がありまして、共同利用していいという機器はもう一段いきますと一番最後のようにその詳細が出て、最後には使用金額がこういうものだというのを作りたいうふうには現在準備を進めております。いろいろまだ詰めなくてはならないところがあるのですけれども、1つは先ほど申しました300弱の学外の方が使ってもいいという機器の一覧が、お金のやり取りが出来るという前提で、現在もう筋道が通っているかということちょっと課題にして、出来るという前提でかかっております。実際にはまずこのところで多少の大学によっては事務で負担にはなるかもしれませんが、それを申ししていると進みませんから、最終的には連絡先担当者をホームページに載せますからこのところで調整していただきたいということでございます。それで、この細かな作業を、現在の3ページ目4ページ目を私のところで作っておりますが、その内容を、先ほどの去年返事をいただいた、ということは資料を提出いただいた38の大学には個々にお返しいたします。これでいいかという確認のお返しいたします。早いところは今年中、ちょっと順序が不同になりますけれども、年を越していくところがあるかもしれませんが、それにレスポンスしていただきたいということです。不明な点はやりとりが何回か生じるかもしれませんが、それは納得いくまでやりたいと思います。

最後に、この協議会も当初の遺伝子実験施設からだんだん拡大してきて、施設を持たない委員会での加盟というところまで、そういうところだとこれが無いわけですが、そういうところでも受用をしてもらうのがいいだろうという前提のもとで進めたい。

それともう1つ、前回の調査の時には対応して返事が来なかったけれども、というところもあるかと思えます。その施設に対して今回個別の資料の確認がいきませんけれども、うちやってもいいよというところはどうぞ遠慮なく私の方までご連絡いただければと思います。先ほども申しましたが施設がいろいろ多様性を帯びているのですけれども、この協議会の目的としてはコンプライアンスの啓蒙だけでなく、研究の推進に寄与するということがありますものですから、これもその一環だと思います。ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

【宮崎大学（林）】

これは報告だけでよろしいでしょうか。

ただいまの報告に対してご質問とかありますか。どうぞ。

【筑波大学（菊池）】

筑波大の菊池です。これ非常にいいシステムだと思うのですが、大学をクリックすると

使える機械が出るというパターンの説明があったのですが、機器のリストがあってそれをクリックすると何々大学にあるよという形に出るような方向で作ることはできたら、お願いしたいのですが。

【東京医科歯科大学（中村）】

ちょっと複雑になるから言及しませんでしたけれども、そのプロスのデータベースも一緒になるかどうか分かりませんが、計画進行させております。ただその時にちょっと難しいのが、単純に例えば、超遠心機というようなものとさっきの品目で括れるのですけれども、記載によっては何ていうのですかね、どこに入れたらいいのかと、物ははっきりしてるのだけれどもどこに入れたらいいのかというのがあって、そういうことがあります。先ほどの品目の名前をどうしようかというのでちょっと詰めきれないところがあります。けれども、出来るところからやりたいと思います。最初から完成版を期待していただかなければそのように進みたいと思います。

【宮崎大学（林）】

他によろしいでしょうか。

③ I T環境整備委員会

【宮崎大学（林）】

それでは、次は I T環境整備委員会、丹生谷先生お願いします。

【東京農工大学（丹生谷）】

農工大学の丹生谷です。配布資料はございません。この差し替えの 11 ページをご覧くださいと思います。

I T環境整備委員会は現在このメンバーで運営しております。この私来年の 3月31日 まで幹事をやりますけれども、次年度は交代ということになります。しかしながら、現在ホームページは東京農工大学の大学のサーバーを使って立ち上げておりますので、そのホームページの形は継続して、私は一員として協力させていただきますので続けたいと思います。

ホームページは先ほどの中村先生の資料の 2 枚目にありますような形ですので、この協議会のフルネームを検索していただければすぐ出るようになるはずなので、是非ご覧いただきまして、概ね時間かかりましたけれども大体いろいろな記載があります。ただ、皆さんご希望コンテンツ、こういうものを作ってほしいとか、ここはこうしたらいいのではないとか、そういうご意見要望を是非ともメールで結構ですから私宛にお寄せいただければと思います。

それからメーリングリストにつきましては、これも既に現在走っておりますビッグロブオフィスサービスという会社に依頼して作っております。それを継続したいと考えております。いずれも継続というのが一番コスト的には安くなるというふうに考えております。メーリングリストにつきましては、この後田中先生から「組換え通信」という言葉の別の

メールの話がありますけども、この今私がお話しているメーリングリストというのは皆さん当然ご存知ですけども、誰かがそのこのアドレスに投稿したら登録した全員に行き渡ると、そういうシステムでございまして、活発な討議が出来る。そのメーリングリストについては文部科学省のアドレスは入れていませんので、そこを前に申し上げましたけども、どうぞ活発なご意見を投稿してほしいです。よろしくお願いします。以上です。

もう1つすみません。ちょっと若干委員の数が少ないものですから、抜けた方もいらっしゃいまして、是非自薦他薦を問わず協力していただける方を募っておりますので、メールをしていただければと思います。以上です。

【宮崎大学（林）】

どうもありがとうございました。IT環境整備委員会の報告ですけれども、ご質問等ございますか。委員の募集をしているということでございます。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

④組換え生物等委員会

【宮崎大学（林）】

それでは最後の委員会報告でありますけれども、組換え生物等委員会、広島大学の田中先生よろしくお願いします。

【広島大学(田中)】

組換え生物等委員会委員長の広島大学の田中です。よろしくお願いいたします。それで組換えの方の資料ですけども、うちの大学の再生紙はあまり漂白されてないので多分見たらすぐわかると思うのですが、黒い紙になってしまうので、黒っぽいのです。それで、この委員会の報告は若干多いですけども順を追って活動内容等についてご報告したいと思います。

お手元の資料を見ながらでもこちら側でも。まず最初に申請書式というのがあります。この委員会の中及び遺伝子協の中でも随分検討してくださいというのと、書式というのが各大学で作られているのでそれをわざわざ統一されるのは困るというそういう意見がありましたので、とりあえず実験計画書の書式については昨年度各大学にお願いして書式を出していただいて、その中から参考になるものを選ばせていただいたということで、既に遺伝子協のホームページにアップされていますけれども、一応7つの書式を参考の書式として出してあります。

まず1つはシンプルな書式ということで、東大、神戸大学、この辺りの書式は非常にシンプルに出来ていて、安全委員会がしっかりしているような組織、機関では非常に参考になるところだと思います。それから、ユーザーフレンドリーな書式と書いてありますが、何と申しますかアンケート形式というかそういったもの、あるいは書式の中に選択項目があるといった非常にわかりやすい書式がありますので、こういったところも参考にいただければと思います。それから、その他としては名古屋大学や広島大学のようにちょっ

と他に見られないような書式というのがありますので、その辺も実際ホームページにアップされていますので是非覗いていただければと思います。実際にそれを利用したいという場合には、一部を利用される場合には結構なのですけれども、大部分を利用するということを希望される場合には、一応提供元の大学にその旨を連絡していただくということをお願いします。連絡先は私が存じておりますので、私の方にご一報いただければ仲を取り次ぎます。またその際は参考のためにどの書式のどの部分を参考にされたかといったところも情報をいただければ大変有難く思います。

それから2つ目なのですが、書式の2つ目ですけれども、これも昨年のこの協議会の中で情報提供というところで書式があれば有難いというようなご要望がありましたので、法律を見ながら書式を作成いたしました。必要な項目は入れてありますけれども、1つ「各機関の安全主任者の確認欄」というのを入れてあります。これはあくまでも参考の書式でこれを統一して使うということではありませんが、現在情報提供の書式が不十分である、あるいは無いというような機関の場合には、これを是非参考あるいはそのまま使っていただいて結構です。これも遺伝子協のホームページにアップしますので、ダウンロードできるような形でアップしますので、お使いの場合は是非よろしくをお願いします。以上書式についてのご報告です。

それから2番目ですけれども、これは資料の3というところにありますが、これは昨年度から現在、各種の動物、齧歯類については国動協等で封じ込めについての参考資料等が出ていますけれども、その他の生物、例えば魚類、昆虫、鳥類、両生類、海産動物等々については動物種にそれぞれの特徴とか特徴があるので、それぞれについての封じ込めについての例を作る。要件、ソフトとハードの要件というのを作ることによって、それを参考にさせていただくということはこの遺伝子協の中でやるということになりました。これについては6月の研修会の中でも分科会を設けてその中で議論をさせていただいたのですが、基本的にはまずどういう内容にするかということについて、現在のところバイオリソースの先生方に協力をいただいて、この例、拡散防止措置の要件の例を作っております。これについては具体的にはメダカ、ゼブラフィッシュ、カイコ、ショウジョウバエ、ニワトリ、ウズラ、カエル、ホヤ、ウミシダ、センチュウというところを進めておまして、なかなか時間がかかりまして、最終的なところをいつできるかというのはちょっとまだわからない状態ですが、今カイコはほぼ出来上がっています。それで、最終的な確認を文科省の方をお願いして、今日いらっしゃった美留町さんにもお願いして、コメント等をいただいて、それに沿って修正をするということで、恐らくこの年内にはカイコについては拡散防止措置の例というものができるとの予定です。その他についても現在進行中ですが、もうしばらくお待ちいただいて、最終的なものを作りたいということをご報告しておきます。なお、これについては最終的に当然大学遺伝子協のホームページにも公開しますし、それから各バイオリソースや各動物コミュニティのホームページ等で公開していただくと。それから最終的に差し替えのものを作りたいというふうに考えております。

よろしいですかここまで。それから、3つ目ですけれども、メール通信について。これ

は先ほど丹生谷先生から少しありましたけれども、我々の委員会では組換え生物等委員会通信というのをしております。これについては先生方受け取っていらっしゃる方が多いと思いますが、文部科学省からの周知事項やお知らせ、遺伝子組換え生物委員会の判断に役立つ情報。これを各機関の遺伝子組換えの生物委員会、こういったところに役立つ情報を随時送信するというを行っております。送信先は、この遺伝子協に参加されている施設の関係者、安全委員会、安全主任者、遺伝子組換え事務担当者、それからもう1つ文部科学省にも一応送っております。こういうことがありますので、質問等については受け付けないという形になってしまう。基本的には各機関は4名、大学の規模の大きいところでは6名というふうにしてあります。メーリングリストとの違いというのは、先ほどメーリングリストは意見交換の場であるという説明がありましたけれども、この組換え通信は、こちら委員会の方から各送信先に一方的な送信だけさせていただいて、基本的に質問は受け付けない。それから受信者間での意見交換の場にもしないということにしておりますので、お間違いないようにお願いします。それから今年の4月にメールアドレスの更新ということをお願いしたのですが、大学遺伝子協のメーリングリストとの混乱がありまして、先日更新したのにまた更新をするのかというようなお叱りもありましたので、今後はメールアドレスの更新は、遺伝子協のメーリングリストとそれから組換えの通信、これは一括して行うということにさせていただきたいと思います。

それから最後に、先ほども組換えメール通信についてはいろいろ質問等はしていただかないようにということで、それは文科省の方にも送っておりますので、そのアドレス、この組換え通信ではそういったことはしないということですが、やはり各機関あるいは個人等でいろいろ困ったことが起こる可能性はあります。そこで、カルタヘナ法への相談窓口という形を作らせていただければと。これについては、一応こういった流れを想定しているのですが、相談者、できるだけ個人というよりは機関レベルあるいは安全委員会レベルの質問にさせていただきたいのですが。まずメールで「遺伝子協組換え生物等委員会・委員長」宛に。アドレスは別途今後決定いたします。私の個人的なメールアドレスに送られるといろいろ今後問題がありそうなので、遺伝子協組換え生物等委員会委員長のアドレスというのを作りますのでそちらに送信してください。

まず委員長が受けましたら、法令や文科省のQ&Aに記載されているような場合は、これはどこに書いてありますよとか、簡単に答えられるものは委員長の方で答えられると思います。それが出来ない場合、これについては非常に慎重な判断をしないといけないというケースが多々あるかと思っておりますので、その場合には委員会の意見や議論が必要な場合として委員会で検討する。組換えの委員会ですね。それをまとめて委員長が回答するという形をとりたいと思います。さらに、もっと複雑といいますか専門的な話になりますと専門家の意見が必要となりますので、大学遺伝子協の会員の中から専門家の方を探しまして意見を求めるという形で、それを委員長の方でまとめて回答する。これについては機関名を伏せて相談させていただきたいと思います。それから、文科省の判断がどうしても必要となりました場合には、文科省の生命倫理安全対策室に相談をした上で委員長が回答する。

これも当然機関名を伏せて行うということです。ですから、こういった流れで法律に対するいろいろなご相談あるいは実際の管理上の問題点等についてご質問いただければありがたいと思います。

最後にご協力をお願いということで、今の相談システムなのですが、相談内容によってはこの会員の先生方、いろいろな専門の先生方がいらっしゃると思いますので、そういった方にご意見をいただくということができれば非常にありがたいと考えています。そこで、後日ですが、会員の皆様に専門分野をお伺いするという調査をさせていただきたいと思います。これについては昨年中村先生の方からそういう調査をされていますけども、もう一度申し訳ありませんけどもそういう調査をさせていただいて、専門毎のリストを作って今後役立てたいということで、そういうことをこの場でよろしくお願いいたしたいと思います。以上です。

【宮崎大学（林）】

どうもありがとうございました。それでは組換え生物等委員会からのご報告につきまして、ご質問とかコメントとかありましたらお願いいたします。

【琉球大学（前川）】

琉球大の前川ですが、資料3の2の昆虫カイコのところの右側の東京大学の嶋田先生の名前が「徹」の字が間違っています。すみません訂正してください。透過の透という…

【広島大学（田中）】

申し訳ありません。嶋田先生ですね、はい。私の方のミスでございます。

【宮崎大学（林）】

他はよろしいでしょうか。ないようであれば田中先生ありがとうございました。

4) その他協議事項、承合事項について

①外国人のための遺伝子組換え実験教育訓練・安全講習会等の支援について

【宮崎大学（林）】

それでは次は協議事項になりますね。これは提案者が神戸大学、鳥取大学、広島大学の共同提案という形の協議事項だと思いますので、これは代表者の方にご説明いただいとすることで、深見先生の方からよろしくお願いいいたします。

【神戸大学（深見）】

はい。報告からでよろしいでしょうか。提案校を代表して神戸大学深見から説明させていただきます。

昨年の本連絡協議会で、協議事項として留学生や外国人研究者に対する英語による遺伝子組換え実験、教育訓練、安全講習会がどういう状況であるかということ进行调查していた

だきまして、結果が出ました。それで、非常に各施設によってはその取り組みはばらばらでして、非常に熱心にやっておられるところもあれば、既にテキスト等をお持ちのところもあれば、全然やっていないというところもありました。しかし、今後大学等ではどこでも一緒だと思うのですが、留学生や外国人研究者の数は減りはしません、増えていくと思われれます。それで、そういう方々でもやっぱり日本国の法令は守っていただかなければならないし、学内の規則も守っていただかなければなりません。だけでも彼ら教育訓練を受ける側の意見からすると、法令と言っても外で車を走らすような法令とは違って、大学の中で適用される法令というのは大学の中できちっと英語で説明してくださいと、そうでなければわかりませんと言われた時に、なかなか法律は知らないからと言って専門ではないというふうにはいかないわけです。ですから、やっぱり英語を使って、共通語である英語を使って、それぞれの法令、特に我々の場合は遺伝子組換え実験に関する法令をきっちりと説明しなければならないと思います。それで、どのようなケースがあるのか、例えばアイソトープが既に走ってしまっていて、実はこれ今年の6月ですか、全国の大学等の放射線施設協議会というのが出版した「Radiation Safety Reference Manual」というブックレットです。この中には非常に詳細に英語でパワーポイントのファイルがありまして、その説明もあります。それから、講習会の後の英語によるテスト、そういったものまで入っています。非常に詳細な内容になっておりますので、各施設の様態に応じて自分のところが必要なところだけをパワーポイントをダウンロードできるように今もうなっております。これほど完璧な形にはなかなかできないかと思うのですが、我々の協議会でも遺伝子組換え実験に関する教育訓練に関しては英語でやる共通の土台、テキストを作るのを目標にした、そういう活動に取り組むべきではないかということで皆様方のご意見をお伺いしたいというのが提案の趣旨であります。すみません長くなりまして。

【宮崎大学（林）】

ただいま説明いただきましたけれども、ご意見とかコメントとかありましたらお願いいたします。これは先ほどのDVDとは別個にやりましょうということでしょうか。私が聞くのはどうか、いいのかわかりませんが。

【神戸大学（深見）】

すみません、私、その理研のDVDというのは中身を存じ上げないものですから、今ここで答えることはできませんが、それで網羅されておればそれを合法的に使うということを許していただければそれで終わりかなとは思いますが。なかなかやっぱり各施設も様態が違いますのでそう簡単ではないとは思いますが。

【宮崎大学（林）】

ご意見とかコメントとかございませんか。どうぞ。

【熊本大学（荒木）】

熊本大学の荒木です。まずはどこかの委員会が担当するという形で、この場合やっぱり企画委員会が担当するということになるのかなと思うのですけれども。予算が結構余って

いるというか使える予算があるということですので、正式に入札という形になると思うのですが、どこかプロに任せて作ってもらうのが一番かなと思います。内容については文部科学省の方のライフサイエンス課の方に監修をお願いしてもいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【宮崎大学（林）】

鎌田先生。

【筑波大学（鎌田）】

私もまあそういう形で一時期考えていて、実は大学が予算を取ってくれたので学内規則、組換え学内規則を英訳してもらったのです。しかし、とんでもなく使えないのがきて、英語の法律用語がもともとあって、それを無理に訳すと全然違うのになってしまう、単純にその英語の解釈で訳してもらえばというわけにはいかないというのを実は実感しております。そうすると、多分ここにいらっしゃる、現場にいらっしゃる先生方が直接やらないと実体のあるものにならないだろうと。それでやろうとすると、ものすごい時間がかかって、1人2人でぱっとできるものではないというふうにも実感しているので、それはやるのならば覚悟を決めて作っていただくということしかないかなと。それはもう現場の先生方が直接やると。それで多分文科相に問い合わせても、仮訳というのが法律の部分はあるのですが、よく文部科学省が説明書とか出していますが、ああいうものはありません。とすると、法律そのものの仮訳を見たってほとんど多分説明にはならないと思うので、それを研究者に伝える形で英語に直したものを用意する必要があるので、そこはかなりの苦勞を必要とするので私はまあ単純ではないと思っています。やるということならば企画委員会が多分やることになると思いますけれど。

【熊本大学（荒木）】

理研の方で既に作っているたたき台みたいなものがあるわけで、それを参考にして、プロという意味では翻訳のプロという意味ではないですけれども、こういうテキストを作るプロというのがいるかなと思うのですけれども、そういうところをお願いをして、それで、最終的にそのチェックのところを文部科学省の方にも協力していただくという形でいかがでしょうか。

【筑波大学（鎌田）】

検討は文科省ともまた後で話しはしてみますが、多分英語の部分についてはなかなか責任を持ってないと言われると思います。こないだのCOP、MOPのときも日本全体のカルタヘナの説明を誰がするのかということになって、結局は私がやることになって、私がやらざるを得なかったという現実もありまして、やっぱりそれぞれ霞ヶ関の担当官では全部はとても背負いきれないという形になってしまっているの、そこら辺も含めてちょっと検討はさせていただきたいと思います。

【鳥取大学（難波）】

鳥取大学の難波です。この問題に限らず、私は国動協というのをちょっと知っているのですけれど、国動協というのは割と積極的にいろいろなガイドラインを作ってそれを全国

に発信して、それでいろいろな文科省から委員を出すとかいうのをしている、深見先生もそういう内容に含まれているように思うのです。どうしていいかというのは、ここでいろいろ議論しても言われることも皆さんあると思うので、ただ前向きにたたき台を、吉識さんのたたき台もあるので、どういう方向でいけるかあるいはどう使うか、あまりタイトに作りすぎるとこれを使わなければいけないとなるとまたちょっと困った問題が出てくるので、その辺も議論、あるいはこの問題に限らずいろいろな体制、カルタヘナはかなり出来てきていても研究支援の対策やいろいろなものについて提案を文科省にしている時に、やっぱり個別にいろいろな今の提案、英語の教育訓練がありましたけど、その他支援の体制をどうやって作っていくとか、そういう細かいことも提案できてそれを前向きにやっていくような方向を考えて、今回の場合は恐らく鎌田先生の言われることもよくわかりますし、荒木先生の言うこともよくわかる。それで少し検討した上で走り出す、前向きにやはり遺伝子協としても何らか今こういう方向にいくというのを出した方が私はいいのではないかなと。最終的には来年度の企画委員が大変ご苦労されることになるのかもしれませんが、私の方も担当していますけれど、前向きに検討する方向というのをご了解いただいて、それに多少費用がかかることもご了解いただくというのがいいのではないかと。どういう形になるのか、恐らく1年ぐらいかかると思うので、来年のこの総会がある程度こういう方向ということが。深見先生いかがでしょうか。

【神戸大学（深見）】

提案すればこういうことになるとは思っていたし、そういうことから企画委員会やれということだと思うのですよ。ですからここで決めていただきたいのは、やっぱりやるかやらないのか、そんなのいらんというところが大半であればもう覚悟して私のところは個別にやります。そうでなく、ある程度お金を使ってでもやった方がいいということであれば、企画委員会を動員して、比較的企画委員会はメンバーさんも多いし、逆に企画委員会から、もし来年委員長になりましたら、こちらからメンバーを指名させていただきます。特に既にテキストをお持ちのようなところから是非協力していただいてやりたいと思っています。というのは先ほど鎌田先生が言われたように、現場ではなかなか大変です。英語にすりゃええっていうものではまったくないです。それで、わかりやすくすれば不正確になるし、正確にすればわからなくなる。そういう非常にジレンマを抱えた作業をやっておりまして、私どももう2年ぐらいになりますか、英語でやっているのは、教育訓練のためというか研究者の卵、留学生の若い研究者達を教育、何というか技術講習会です。技術講習会の中で余った時間のときにカルタヘナ法についてやっているわけです。私の施設には幸いなことに英語が話せる外国人のスタッフがおりますので、そういう人にテキストを作っていたいてやり始めて2年ぐらい経つのですけれど、なかなかうまくいきません。ですからやっぱり全国のこういう施設、センターの方々の知恵を集めて資料を整備していけば、1年は無理だと思います、2年以上かかるとは思いますが、やるのかやらないのかということをちょっとお伺いしたいと、そういうことです。

【宮崎大学（林）】

今のような議論で、鎌田先生の方からは決意表明みたいな形が出たかと思いますが。これについて反対という意見はないのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

【京都大学（清水）】

京大の清水ですけれども、やっていただくのは大いに賛成です。今回の企画委員会からはこの理研で作られたものをご提供いただけることについて、斡旋されたのか、多分内容をご覧になった上で、これはまあほとんどの施設で使ってもいいのではないかとと思われる内容であったというご推薦も含めてご提案になったものと理解したのですが。

【筑波大学（鎌田）】

はい、基本的には、私のところにやっぱり外国人対応で何か簡単でもいいからカルタヘナ法の中身を説明した英語バージョンがないですかねというお問い合わせがあるので、それに対して私が知っていた一番多分使いやすかったのがそうだったということです。

【京都大学（清水）】

それと今度の企画委員会の中で、深見先生、理研のものはご覧になっていなかったとおっしゃっていたので、それも含めて既存のテキスト等とそれから、京大は全然ないのであまり協力できないので申し訳ないですけど、そういうものを集めていただいて、これならというものを作っていただくのがいいと思うし、また理研の方も多分ある限られた目的でそういうように使われるのであればどうぞということで好意的に言っているのだと思うのですが、大々的にそういう形にしようとする、理研もそこまで使われるのはちょっと困るというような話が出る可能性ももちろんあるので、理研のお作りになった先生方とかあるいはその利用に関して責任のある方とも話し合いをいただいて、全国で、理研ももちろん研究機関として非常に有力な機関ですし、全国にもそういう独立法人としての研究施設もたくさんあることですから、そういったところとシェアできるようなものを作っていくと。企画委員会にはちょっとご苦勞様ですけれども、経費もせつかく余剰があるということでもありますし。逆に売ってもいいと思うのですけどね、最後は。作っておけば何か訳に立つと思うので、あとは委員の先生方がご努力いただかなければいけないので、そこはまあ覚悟してやるのですかねというのが深見先生のご確認だと思うのですが。私は賛成です。

【宮崎大学（林）】

はい、そろそろ時間がなくなってきていますが、手短にできたらお願いしたいのですが。

【佐賀大学（永野）】

佐賀大学の永野と申しますけど、日本語の教育訓練テキストというのがないのではないかなと思うので、そちらが先ではないかなという気が私はします。

【筑波大学（鎌田）】

はい、そのことについてもかねてよりモデル的なものはないのかという話がよくあるのですが、各大学で多分事情をいろいろ抱えていて、例えば長さもかなり違う。筑波大学ですと組換えだけでやろうとして2時間半という長いのを持っています。それは使ってもら

ってもかまわないが、2時間半も講習会をやる大学がいくつあるのだろうと。1時間程度に収めようとするとなかなか省かなければいけないもので、そういう事情をそれぞれが抱えていらっしやるので、それぞれの大学に固有の作り方をされているのだと思います。それを統一するということができるかという、なかなか。多分個別に相談されればこの会員の中でお互いにこの部分ならお貸ししますよとかいうケースがたくさんあるので、それは個別に相談いただければと思いますけれども。英語バージョンだけはなかなか1つのところで作るというのはできなくて、やるのであれば皆さんが力を合わせないと多分できないと思うのでこういう提案だと思います。

【宮崎大学（林）】

どうぞ。

【理化学研究所【吉識】】

理研の吉識ですけども、ちょっと補足だけ。先ほど紹介したDVDですけども、一応私の方がはっきり言って外国人に英訳は依頼して中身をチェックをして作ったという形になります。それで、参考までに中身の訳ですが、法律の解説なので環境省関連の「バイオセーフティクリアリングハウス」というところのホームページに載っています仮訳テンプレートな訳を参考に作っています。なので、それが適当なのかどうかというのわかりません。私もその法律の文書を見ても表現としていいのかなというのがいくつかありますので、そういうものになりますので、本当に参考程度のもの、無いよりはいいかなと思って作ったものだと思っていただければと思いますので、今後きちんとしたものをこの協議会で作っていただいた方が好ましいかなと思います。

【筑波大学（鎌田）】

企画委員会の方でも私個人の機関で少しでも検討していきますけれども、基本的には先ほどから言っているとおり、やっぱりどこの大学も今困っていらっしやる。特に急いでいたという理由はグローバルサーティが動き始めてしまって、本当に結構多くの留学生がきて、その連中にポイントを教えないで実験をやっていいのかということまで問われているので、それで急いでいたということなのですが、少し時間をかけてでもいいものを作った方が私もよりいいかと思しますので、それこそ予算は許す範囲でたくさん使っていただいて、よりよいものを作っていただければと。これは次期の企画委員会の方にも託したいと思います。

【宮崎大学（林）】

はい。それではまとめますと、ポジティブな方向で今回、現在の企画委員会、それから次期の企画委員会でこの問題をスタートして、来年の段階であるいは再来年の段階できちんとしたものを作るということに関して皆さんのご賛同を得たということでよろしいでしょうか。（拍手）

【筑波大学（鎌田）】

一応討議事項はこれで終わりだと思うのですが、1つだけ今の法律化のことについて、

1つではなくて2つあるのですが、先ほど文科省から説明がありましたようにCOP10、MOP5が一応終わりました。その中で、MOP5の方はカルタヘナ議定書のことで、それについては責任と救済というところで基本的には一応議定書の補足議定書ができあがって、多分これにまた日本はサインすることになると思って、またそれに伴っていろいろな改定が出てくると思います。それともう1つ、これは皆さんのご協力をいただかなければいけないのですが、一応日本政府の方が、「キャパシティビルディング」という、これも生物多様性条約の中に書かれている発展途上国に対していろいろな合力構築をしろということが謳われていまして、日本は今回議長国としてそれを約束いたしましたので、これから発展途上国の方達が例えば日本がある意味、多分農水省が責任取ると思いますが、一応予算を獲得した上で、いろいろところで発展途上の方達にきていただいて、いろいろな組換えの扱い方とかいろいろなことを講習会等をやるということになっていきますので、そのときは是非いろいろな組織の方にもご協力をお願いしたいということで、これから実際に農水省等と詰まっていこうと思っておりますので、そういう時にこういう全国ネットでこういう施設連絡協議会のところの施設が協力いただければシステムティックになると思うので、是非それはお願いしたいというのが1つ。

それからCOP10の方ですが、林先生も関わられてABSというやっかいな問題を抱えておりまして、これは生物資源の外国から持ってくる、または、誰かに渡すという譲渡に関係することも含めてきちんと書面を交わしなさいと。それは責任も全部引き受けるということになるので、それから利益の配分等も全部関わることなので、環境大臣はそれをもとに来年法律を作るとおっしゃっているけども、文部科学省の方は今のところ出来るだけ法律化したくない。というのは現場の大学等でそんなことをやったら大変だということで、そういうことをおっしゃっているのですが、何らかの譲渡の書類は絶対に必要になるだろうというふうに予測されておりまして、それについてどういうふうにどう作ったらいいか、これのモデルを誰が作るかということも含めてまだ協議中でして、それは必ず遺伝子関係の取引の時に絶対に出てくるので、そこら辺のところを今協議する組織は大学の大きな組織しかありませんので、出来るだけこれも皆さんの協力を得て、少なくとも譲渡のモデル的なものを作る、それについて各大学が多分学内規程を作らざるを得なくなると思っておりますので、そういうものを出来るだけわかる情報を流していきますので、そういうものをご覧になって各大学の方でご検討いただければということで。それはまた先ほどの話ではないけど全国規模だかどっちかだかがいいということになると、それこそ企画委員会さんでまた将来検討していただくことになるかもしれませんが、そういうことも含めてCOP10、MOP5いろいろなことが我々に日常に関わるということがいっぱいあったということで、それだけご報告しておきます。また必要な事項等についてはメールで流させていただきますので、見ていただければと。以上です。

【宮崎大学（林）】

ABSの問題はもしかすると面倒なことが発生する可能性が十分ありますので、商業目的と研究目的の区別は恐らく非常に難しくて出来ないだろうと思っております。そうすると全部

一緒くたに同じような書類作業が要求されるという事態がくる可能性も十分あります。ですからかなり注意してウォッチしておいた方がいい問題だと思います。

【京都大学（清水）】

その点に関連して教えてほしいのですが、今うちの大学では組換え生物の譲渡に関してはすべて省庁承認やっけていて、MTAを交わさなければいけないというのはもう知財管理の上で必須なので、通常研究目的でこういうふうに使えますとかいろいろな研究を含めた上で再配布の制限であるとかそういうのが付いたものを交わさないと出せないようになっているはずなのです。それで、その程度でいいのか、かなりもっと詳しい契約書に相当するようなものを出さなければいけないのかという流れは、どちらなのかというのが1つ。それから、今のカルタヘナ法の範疇の中は一応LMOが対象なので、遺伝子そのもの、シーンリソースという遺伝子そのものも入るんですけど、要するにDNAで渡すとか核酸で渡すという場合は、今までは一応法律の埒外ですね。そこは研究者の方で一応やりとりしてくださいという感じで、大学は関知していないんですけど、そこまで含めてやらなければいけない方向なのかどうかという、その2つをちょっと今の見通しを教えてくださいませんか。

【筑波大学（鎌田）】

私も詳しいことを全体を知っているわけではない、後で林先生に補っていただけると。基本的にはあらゆるものなので、例えば土壌の中にいる微生物も対象だそうなので、土壌を持ってこるだけでももちろん契約書が必要になると。例えばそれは研究者同士だったらまだコネがあるからいいけれども、国外とのやりとりになると、もうそれが将来利益を得たのではないかと、それ返せということに関わるので、かなりきっちり国対国ではやっかないと、それこそまさに国際法違反で訴えられる事態になるので。そこが遺伝子の1個1個を入れるのか、それともゲノム全体なのかという議論になると、そこら辺はあまり詰まっているとは思っていませんが。でも、将来利益を得た時は、遺伝子で利益を得たらそれはどの生物からきたのかということ問われて、結局は生物まで戻ってしまうので、かなりうるさい国にとってはもう遺伝子まで全部入れるという国ももちろん出てくるし、塩基配列だという主張をする人も出てくるわけで、そこら辺はまだ詳しいことは決まっているわけではありません。しかも国対国でこれから多分かなりシビアなやりとりになるだろうと。ただ国対国と言っておきながら今回すごく気にしているのは、例えばある先生はどこかの国から許可をとってもらってきた、それを国内でどなたかの先生に渡す。その時に同じように契約書が交わされていないと、どこにいったかがわからなくなるので、それは全体の動きを把握できるように研究者間でのそういう物のやりとりも全部書面で残せというふうになっていますので、これは日常的だから、本当に研究者間で物をやりとりする時も全部引っかけることなので、LMOの取引よりももっともって遥かに頻度が高くなって、しかもややっこしいというのが現実だというふうに思っています。

【宮崎大学（林）】

あまり私も細かいところわからないです。

【信州大学（関口）】

信州大学の関口ですが、本当に最近は大変な問題もありますし非常に菌株のリクエストに対するレスポンスがほとんどやりづらいう方向になってきています。その割に外国からよく菌株依頼がくるのですけれども、いろいろな分野でバイオリソースがあるので、プロジェクトですけれども、あそこにある意味でそれを引き受ける形にさせていただいて、そして例えば大学から持っているものを一括してバイオリソースの方に持っていくと、バイオリソースの方でそれをMTAなりもひっくるめて対応していただければ、我々個々の者にとっては非常に助かる。また作業自身もものすごい作業になりまして、書類1つ作るだけでも大変で、はっきり言ってやりたくないという現状なのです。ですからなんとかバイオリソースの方、もしくは何らかの意味で国の機関が関係した形でそういうものをしていただかないと。1つは例えば論文にすればそれはその菌株を渡さなければいけないというような、昔はそういう規則だったのですけれども、こういう状況になりますと渡すこともなかなかうまくいかないという、そういう現状と、それから理屈というのがなかなか上手くいっていません。ですからそれをなんとかやっていたらいいと、すごくインターナショナルな意味で情報が上手くいけないというような状況になってきているような気がします。だから、よろしく、そのバイオリソースも含めてそういう受け渡しを上手くやれるシステムを作っていたらいいというふうに思います。

【筑波大学（鎌田）】

わかりました。それで基本的に言いますと、今日来られていたライフサイエンス課の生命倫理安全対策室は今回のこのABSには一切関係ありません。実はバイオリソースの方の担当部署の方が一番深いと言われていまして、そこら辺の部署とこれから協議をしていくことになると思いますが、それで一応聞いているのは、ナショナルバイオリソースの委員会の方でもいろいろと検討されるようだという事ですので、我々としてはできるだけそちらにやっていただきたいと思っているのですが、ただあちらの委員会の方は各大学にそういう組織があるわけではないので、結局はこういう組織の方を使って周知徹底していただきたいという形に多分なると思うので、できるだけそこら辺のところでは私としては収めたいなというふうに思っています。

【京都大学（清水）】

全国の加入の見通しはどのようなのですか。

【筑波大学（鎌田）】

加入しないと思います。

【京都大学（清水）】

そうすると、大部分のものが、今実際に受け取る時には向こうは出してくれないので、それに該当するような証拠、論文だコピーだとか、例えばジャクソンから買うときなどはカタログのコピーでいいことになったのですけれども、ジャクソンとかATCCだとかはね、そういうのでアメリカは結構逆にこちらをもらう時に気を遣う。出す時は知ったことではないのでいいのだけれども、そうすると、今の話も米国経由で出してしまうと、ずる抜け

になってしまうのです。米国からオファーがあったものについては我々知りませんということになると、結局する抜けなので、その辺は国としても何とかしてもらわないと。かなり大きな相手ですからね。特に研究者間のオファーのかなりの部分、逆に抜けているのもかなりの部分は米国なので、ヨーロッパの時はお互い様なのですけど。

【宮崎大学（林）】

すみません、もう時間がありませんので、この問題はこれ以上の議論は難しいと思います。それからディーテールはまだ出ていませんし、文科省の方針も決まっています。ですからこれをウォッチしていくということが今非常に重要だということだけでここは話を収めたいと思います。

5) 次回当番施設について

【宮崎大学（林）】

それでは、もう本当に5分で閉めなければいけないのですが、最後に次期の当番校、群馬大学の平井先生いらっしゃるかと思うのですが、意思確認と言いますか、引き受けていただけるという意思表示と、それからご挨拶をいただきたいと思います。

【群馬大学（平井）】

はい。今日総会でお認めいただきまして、来年当番校になりました群馬大学のゲノムリソースセンター、生体情報ゲノムリソースセンターセンター長の平井でございます。これから準備を進めてまいりたいと思います。今回担当された宮崎大学の先生方、事務の方々、それから協議会の幹事の先生方にはご指導いただくとありますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。それから、来年度に滞りなく進められるよう、どうぞご協力をこの場でお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

【会場から】

場所はどこで？

【群馬大学（平井）】

ええっと、今のところ、群馬は飛行機で来て新幹線に乗ってそこからまた在来線に乗ってということで遠いので、今のところ東京を検討しております。以上でございます。

6) その他

【宮崎大学（林）】

はい、どうも平井先生ありがとうございました。それでは他に何かございますか。

【鳥取大学（難波）】

次期代表幹事に選ばれて、せっかくですから幹事の先生に、来年はもう4月から変

わりますので、4月から頑張らなければいけないので挨拶だけちょっと。それで幹事になった先生ちょっと起立お願いできますでしょうか。

細かい挨拶はあれなのですが、4月から継続を持ってやっていきたいと。それで新しい企画、先ほども出ましたように企画等が出た時に、そういうことはこの会議で言っていなかったから来年の総会まで待たなければいけないということではアクティビティーが落ちますので、出来るだけ常識的な範囲で出来るだけアクティビティーを上げるように、鎌田幹事にオブザーバーにもなっていただきますので、そういう意味でよりいい企画をたくさん出していきたいと思いますので、4月からもお金も少し余裕があるのでちょっと使ってしまうかもしれませんが、それは来年のこの総会、群馬であるときにいろいろご批判いただければいいと思いますので、そういうことをご容赦いただきたいということを一言申し上げたいと思います。それでは来年の4月からはよろしく願いいたします。(拍手)

【宮崎大学(林)】

それでは他に特にないようであればこれで議事を終了させていただきます。司会が非常に不手際で15分遅れてしまいまして申し訳ありませんでした。(拍手)

<議 事 終 了>

平成23年1月

編集 宮崎大学 フロンティア科学実験総合センター
(実験支援部門 遺伝資源分野)
宮崎大学 研究国際部研究推進課研究推進係